

様

平成27年度 政府施策に関する提案・要望書



端島炭坑(軍艦島)・長崎市

世界遺産を目指す「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」



大浦天主堂・長崎市



旧野首教会堂・小値賀町



黒島天主堂・佐世保市



頭ヶ島天主堂・新上五島町



田平天主堂・平戸市



江上天主堂・五島市

世界遺産を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」

平成26年6月

 長崎県

長崎県政の推進につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

我が国の経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きも見られるものの、緩やかな回復基調が続いております。

ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

一方、本県は「緩やかに回復している」とされているものの、依然として有効求人倍率は全国と比べると低く、厳しい雇用環境が続いております。

そのため本県では、国の「好循環実現のための経済対策」と一体的に予算編成を行うことにより、県民所得向上対策をはじめ、雇用・少子高齢化対策、公共事業など25年度から26年度にかけて切れ目なく、経済・雇用対策を進めております。

また、本県の長年にわたる課題である人口減少や一人当たり県民所得の低迷、離島をはじめとする地域活力の低下などの解決を図るため、製造業の振興や農林水産業の育成、地域資源を活用した観光業の展開に取り組むと同時に、国際的なビジネス支援や海外からの誘客などアジアを中心に世界への展開を積極的に推進しております。

このような取組を着実に進めていくためには、国のご理解とご協力が必要不可欠であることから、「平成27年度政府施策に関する提案・要望書」を取りまとめ、制度や事業の創設、本県の主要プロジェクトへのご支援などをお願いするものです。

本要望書の実現は、本県の総合計画に掲げる「人が輝く、産業が輝く、地域が輝く長崎県」を実現させるためには欠かせないものであることから、国におかれましては、平成27年度の政府施策の決定や予算編成にあたりましては格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年6月

長崎県知事 中村法道



目 次

■長崎県総合計画に
おける施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～37：重点項目 38～70：一般項目）	頁
1	2つの世界遺産候補の登録実現について	1
2	国営諫早湾干拓事業について	3
3	カジノを含む統合型リゾート（IR）の導入について	7
4	離島振興対策の充実について	9
5	半島振興法の改正・延長について	11
6	再生可能エネルギーの導入と地域活性化・産業振興の促進について	15
7	子ども・子育て支援対策の充実について	19
8	地域の生き残りに真に必要な経済活性化策を講じるための地方債の創設と財源措置の充実について	21
9	合併後の新市町への支援策の充実強化について	23
10	西九州自動車道の整備促進について	25
11	幹線道路（地域高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進について	27
12	九州横断自動車道の4車線化について	29
13	交流の拠点となる港湾の整備促進について	31
14	本明川ダム及び石木ダム建設事業の促進について	33
15	九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備促進について	37
16	水産基盤及び農業生産基盤整備の促進について	39
17	佐世保港におけるすみ分けの早期実現について	45
18	「地域発の地域づくり」実現のための地方税財源の充実等について	47
19	私学助成の充実強化について	49

目 次

■長崎県総合計画に
おける施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～37：重点項目 38～70：一般項目）	頁
20	私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について	51
21	C I Q体制の強化について	53
22	宿泊施設の耐震化促進のための施策の充実について	55
23	日韓友好に向けた「朝鮮通信使」の活用について	57
24	原油価格高騰対策について	59
25	原子爆弾被爆者援護対策等の充実について	61
26	離島・へき地における医師・看護師確保対策の充実について	65
27	情報処理技能者養成施設（いさはやコンピュータ・カレッジ）について	67
28	電源三法交付金制度の見直しについて	69
29	有明海等再生のための総合的対策の実施について	71
30	沖合漁業等に係る支援・措置対策について	73
31	資源管理・漁業経営安定対策について	77
32	新たな農業・農村政策について	79
33	豚流行性下痢対策について	83
34	TPPを含む農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について	85
35	命と暮らしを守り災害に強い、安全・安心な社会づくりのための事業促進について	87
36	雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について	89
37	鷹島海底遺跡の保存と活用について	91

目 次

■人が輝く長崎県			■産業が輝く長崎県				■地域が輝く長崎県		
1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.
未来を託す子どもたちを育む	一人ひとりをきめ細かく支える	人を育てる、人を活かす	力強く豊かな農林水産業を育てる	次代を担う産業と働く場を生み育てる	地域の魅力を磨き上げる	アジアと世界の活力を呼び込む	「地域発の地域づくり」を進める	安全・安心で快適な地域をつくる	地域づくりを支えるネットワークをつくる
子どもたちの豊かな心と自立心を育て、個性や能力を伸ばす教育を進めます。	一人ひとりの思いや痛みを敏感に感じ取り、向き合いながら、日々のくらしをきめ細やかに支援します。	お互いが支え合いながら、様々な産業や地域づくりに取り組む人材を育てます。	地域の特性などを活かした収益性の高い農林水産業の実現や、付加価値の向上に取り組めます。	県内産業の生産性や競争力の向上などにより、定住につながる雇用の場を創り出していきます。	本県のソフトパワーである豊かな歴史、自然などの魅力を発信し、県内外から人を呼び集めます。	歴史や文化、人のつながりを活かし、今後も高い成長が見込まれるアジアの活力を本県に取り込みます。	地域のみなさんの声を十分にお聞きしながら、地域自らが進める、特色を活かした地域づくりを応援します。	県民のみなさんが癒しや安らぎを感じていただけるようなくらしづくりに取り組みます。	高速・広域交通体系の整備や地域の交通確保、県土の均衡ある発展をめざします。
	★		★	★		★		★	★
	★								
		★							
			★	★				★	
			★					★	
			★						
			★						
			★						
			★						
			★						
								★	
								★	
							★		

目 次

■長崎県総合計画に
 おける施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～37：重点項目 38～70：一般項目）	頁
38	原子力災害対策について	93
39	高度情報化施策の推進について	97
40	島原・天草・長島架橋構想の推進について	99
41	地域公共交通確保維持改善のための制度の充実等について	101
42	長崎空港の活用促進について	107
43	アジア各国の短期滞在査証の発給要件緩和等について	109
44	カネミ油症被害者の救済について	111
45	家電リサイクル法の施行に伴う離島地域の収集運搬に係る費用負担の軽減等について	113
46	高濃度大気汚染物質の原因究明及び対策強化について	115
47	廃焼却施設の解体支援について	117
48	漂流・漂着ごみの対策について	119
49	水環境対策の推進について	121
50	介護保険制度における施策の充実強化について	123
51	重度障害者医療費助成制度の創設について	125
52	町村福祉事務所の設置促進について	127
53	雇用対策について	129
54	大規模工業団地の整備について	133
55	べっ甲原料の確保方策について	135
56	漁業の安全操業確保への環境整備について	137

目 次

■人が輝く長崎県		■産業が輝く長崎県					■地域が輝く長崎県		
1. 未来を託す子どもたちを育む	2. 一人ひとりをきめ細かく支える	3. 人を育てる、人を活かす	4. 力強く豊かな農林水産業を育てる	5. 次代を担う産業と働く場を生み育てる	6. 地域の魅力を磨き上げ人を呼び集める	7. アジアと世界の活力を呼び込む	8. 「地域発の地域づくり」を進める	9. 安全・安心で快適な地域をつくる	10. 地域づくりを支えるネットワークをつくる
子どもたちの豊かな心と自立心を育て、個性や能力を伸ばす教育を進めます。	一人ひとりの思いや痛みを敏感に感じ取り、向き合いながら、日々のくらしをきめ細やかに支援します。	お互いが支え合いながら、様々な産業や地域づくりに取り組む人材を育てます。	地域の特性などを活かした収益性の高い農林水産業の実現や、付加価値の向上に取り組めます。	県内産業の生産性や競争力の向上などにより、定住につながる雇用の場を創り出していきます。	本県のソフトパワーである豊かな歴史、自然などの魅力を発信し、県内外から人を呼び集めます。	歴史や文化、人のつながりを活かし、今後も高い成長が見込まれるアジアの活力を本県に取り込みます。	地域のみなさんの声を十分にお聞きしながら、地域自らが進める、特色を活かした地域づくりを応援します。	県民のみなさんが癒しや安らぎを感じていただけるようなくらしづくりに取り組みます。	高速・広域交通体系の整備や地域の交通確保、県土の均衡ある発展をめざします。
								★	
									★
									★
									★
									★
						★			
	★								
								★	
								★	
								★	
								★	
	★								
	★								
	★								
	★	★							
				★					
				★					
			★						

目 次

■長崎県総合計画に
おける施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～37：重点項目 38～70：一般項目）	頁
57	新規漁業就業者の確保・育成対策の充実について	139
58	東シナ海等における国際的資源管理の推進について	141
59	離島漁業再生支援交付金制度について	145
60	FRP漁船の廃船処理対策について	147
61	森林吸収源対策の推進と林業公社に対する支援制度の拡充について	149
62	強い経営力を持った農林業経営体の育成に向けた施策の推進について	153
63	鳥獣対策による農作物被害防止対策の強化について	161
64	まちづくり事業の推進について	163
65	義務教育に係る確実な財源保障について	165
66	教職員の人事権に係る現行制度の堅持について	167
67	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助制度の充実について	169
68	特別支援教育の充実に必要な財源の措置について	171
69	離島の学校教育の充実について	173
70	県民の安全・安心を確保するための地方警察官増員について	175

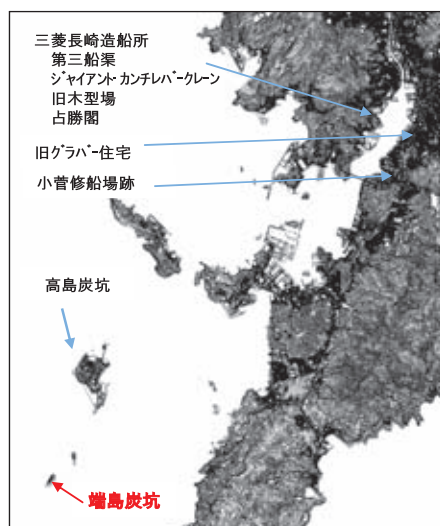
1 2つの世界遺産候補の登録実現について

【内閣府、外務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

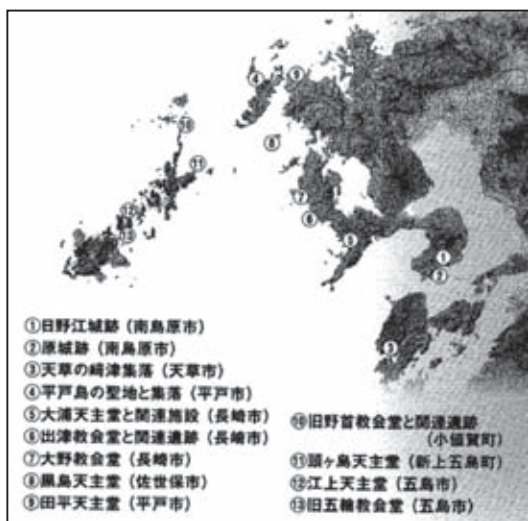
- 1 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産である「端島炭坑」の保存管理等について、専門的見地からの技術的支援を行うこと
- 2 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を平成26年度の国からユネスコへの推薦資産として決定すること

○「明治日本の産業革命遺産」のうち長崎県内の構成資産



コンクリート建造物の風化が日々進行している「端島炭坑」

○「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産



平成27年3月には「信徒発見」150周年を迎える「大浦天主堂」

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

長崎には、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」と「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の2つの世界遺産候補があり、「明治日本の産業革命遺産」の平成27年の世界遺産登録実現、「長崎の教会群」の平成28年の登録実現に向けて全力で取り組んでおります。

「明治日本の産業革命遺産」については、本年1月に、国からユネスコに推薦書を提出いただいたところであり、これまでのご尽力に対し、厚くお礼申し上げます。現在、長崎県・長崎市では、国のご指導のもと、イコモス現地調査に向けた準備作業や、県民・市民への一層の周知啓発に取り組んでおります。

「長崎の教会群」についても、昨年8月の文化審議会で推薦候補に選定いただいた経緯もあり、今年度の推薦決定に向けて、長崎県及び関係県市町で一層の万全な準備を進めております。

また、2つの世界遺産候補の構成資産の多くが離島・半島地域に点在しておりますが、これらの地域は人口流出や高齢化が進展する厳しい状況にあります。構成資産の保全との両立を図りながら、世界遺産登録をてこに、県民とともに地域活性化に全力で取り組むことが極めて重要です。

【2】本県が望むことは以下のとおりです。

「明治日本の産業革命遺産」の平成27年登録、「長崎の教会群」の平成28年登録が実現できるよう、下記のとおり要望いたします。

(1) 「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「端島炭坑」の保存管理等にかかる技術的支援を行うことについて

「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のひとつである「端島炭坑」については、平成26年1月、高島炭鉱跡として国史跡指定のための意見具申を行ったところです。

現在、長崎市において、高島炭鉱整備活用委員会を設置し、保存管理計画や整備活用計画の策定に向けた作業に着手したところですが、端島は日々風化が進行するコンクリート構造物を含む特殊な資産です。

また、イコモスの現地調査に万全を期すためにも、早期に保存管理の方針を定める必要があります。

つきましては、「端島炭坑」の保存管理等について、これまで以上に、専門的見地からの技術的支援を賜りますようお願いいたします。

なお、具体的な整備の範囲やこれに要する経費については、今後、長崎市において、整備計画を検討するなかで明らかにする予定です。その折には、あらためて財政面でのご支援をお願いいたたく存じます。

(2) 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を平成26年度の国からユネスコへの推薦資産として決定することについて

「長崎の教会群」については、昨年度の文化審議会で、ユネスコの推薦に値する十分な熟度にあると評価され、推薦候補に選定されました。さらに、去る1月には、ローマ教皇庁から「長崎の教会群」の世界遺産登録を支援する旨の書簡をいただいたところです。

しかしながら、構成資産の所在する地域は、人口流出や高齢化が進展し、一刻の猶予もならない状況にあります。世界遺産登録を契機に、その効果を地域振興につなげていくことが急務です。

また、平成27年3月は、信徒発見150年にあたります。是非、この前に「長崎の教会群」の推薦決定をいただき、記念すべき年を迎えたいと考えています。

つきましては、「長崎の教会群」を、平成26年度の国からユネスコへの推薦資産として、政府として決定していただくようお願いいたします。

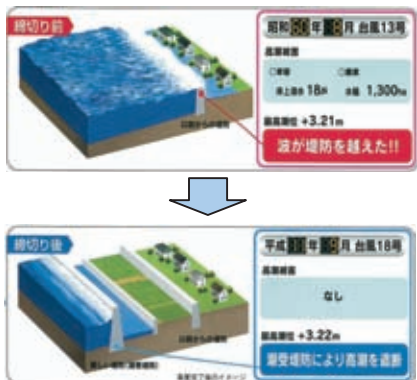
2 国営諫早湾干拓事業について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

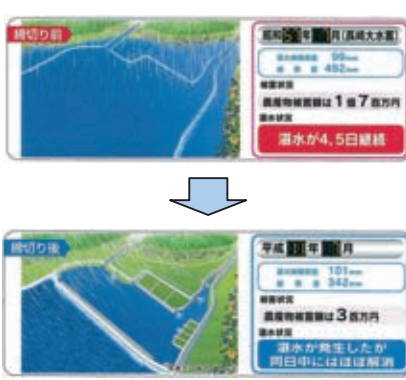
【提案・要望の具体的内容】

- 1 潮受堤防排水門の開放差止を認めた仮処分決定では、次のとおり、前訴判決と事実上矛盾することを認めたとうえで、前訴判決後の環境アセスや事実関係を踏まえ下されたものであり、重大な司法判断が示されたものであることから、決定の重大性を踏まえ、開門方針を直ちに直視すること
 - ・ 前訴福岡高裁判決では認めていなかった開門による地元への甚大な被害発生を認めたこと
 - ・ 国が示す事前対策は、その実現性や効果があるとは認められないと認めたこと
 - ・ 一方、開門による諫早湾及び有明海の漁場環境改善の可能性は低く、開門してもその影響を抽出することが困難である等、開門調査の必要性は高くないこと
 - ・ 開門による甚大な被害と開門の公共性、公益性について比較検討し、前者が優先するとして、排水門の開放差止めが認められたこと
- 2 有明海の貝類等の漁業不振は、熊本新港、筑後大堰等の巨大大事業や、ノリの酸処理等の複合的な要因によるものであるにもかかわらずこれらの原因究明が未だなされていないことから、国の責務において、ノリの酸処理等の因果関係の調査などを早急に行うとともに真の有明海再生に向けた水産振興策を実施すること
- 3 諫早湾干拓事業の公共性と漁業補償契約の有効性を認め、開門請求を棄却した平成23年6月の長崎地裁判決を踏まえ、控訴審において開門請求棄却判決を維持するための主張立証に全力を尽くすこと
- 4 諫早湾干拓調整池の水質は、現状対策の継続では水質目標を達成することが極めて困難なことから、農林水産省（九州農政局）は、「国営諫早湾干拓事業完了に伴う基本協定書」に基づき、下記の事項について、積極的な推進及び支援を行うこと
 - (1) 「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に参画し、水質保全対策や水辺空間づくりに対する主体的な取組みの実施
 - (2) 調整池及び流入河川・水路の効果的な直接浄化対策の検討・実施及び検証
 - (3) 面源由来の流域負荷削減に向けた制度の整備と有効な技術の適用
 - (4) 流入河川及び調整池の水質が原因となるアオコ発生等の問題に対する迅速かつ主体的・抜本的な対応・措置
 - (5) 生活排水処理施設の整備と接続率向上のための財政的支援

○潮受堤防の締切り前後の高潮被害の比較



○潮受堤防の締切り前後の洪水被害の比較



○常時の排水改善効果



【1 開門方針の見直しについて】

○仮処分決定とは

地域の安全安心と生活の基盤を守るべく排水門の開門を阻止しようと、地域の農業者、漁業者、住民等の350名の方々が潮受堤防排水門開放差止請求訴訟を平成23年4月19日に長崎地方裁判所に提起されました。

また、同年11月14日には、同訴訟の審理中にもかかわらず、国は一方的に開門を前提とした準備を継続しており、開門の危険が高まっているとして、これらの原告の方々が、同裁判所に開門差止めを求める仮処分の申立てを行い、その判断が、平成25年11月12日に長崎地方裁判所で行われ、排水門の開放差止めが認められました。

国においては、今回の仮処分決定は、前訴福岡高裁判決後の環境アセスや事実関係を踏まえ下されたものであり、重大な司法判断が示されたものであることを踏まえ、開門の方針を見直しをいただくよう求めます。

○前訴福岡高裁判決とは

平成22年12月6日に福岡高裁で、「潮受堤防の防災機能は限定的なものである。さらに、各排水門を常時開放しても、防災上やむを得ない場合にこれを閉じることによって、その防災機能を相当程度確保することができる。」「代替水源を確保できる可能性も考えられ、干拓地のかんがい用水を確保するために潮受堤防の締切りが必要不可欠とまでは言えない。」

「排水門の常時開放によって、漁業被害が発生する具体的危険性があること及び被害の程度等を認めることができない。」「国と漁協との補償契約については、契約書上、漁協の組合員は当事者となっていない。」などとして、判決確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむを得ない場合を除き、諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放し、以後5年間にわたって同各排水門の開放を継続せよとする判決が下されました。

開門問題に関する話し合いについては、県や地元から環境アセスの結果を待って、開門の是非について慎重に判断するよう繰り返し要請していたにもかかわらず、当時の菅総理は環境アセスの結果を待つことなく、福岡高裁判決には重大な問題があったにもかかわらず、地元は一切の説明もなく、地元の強い上告要請も受け入れず、一方的に判決を受け入れました。

【2 有明海の漁業不振の原因究明及び真の有明海再生に向けた水産振興策の実施について】

○有明海の貝類等の漁業不振の複合的な要因とは

諫早湾干拓事業着工の10年程前に既に貝類の漁獲高は半減しており、有明海の漁業不振は、有明海流域面積の約1/3を占める筑後大堰（諫早湾干拓調整池の約11倍）や有明海の湾口部に3kmの堤防を造った熊本新港の工事の時期、さらには、赤潮や貧酸素水塊の発生原因と指摘されているノリの酸処理の開始時期と重なっていることから、真の有明海再生のためには、これらの要因について調査・分析を行い、総合的に解明していくことが必要です。

なお、福岡高等裁判所の判決では、潮受堤防締切りと諫早湾及び近傍部を除く有明海全体の環境異変との因果関係を否定しています。また、長崎県知事、諫早市長、雲仙市長連名の質問状に対する平成23年1月28日付けの菅元総理の回答書でも「諫早湾及び有明海における漁獲量の減少要因としては、過剰な漁獲圧、温暖化による海水温の上昇、ナルトビエイの食害の増加等複数の要因があると指摘されているものの、未だ科学的・客観的に十分な解明がなされておらず」とされています。

【3 開門請求棄却判決を維持するための主張立証について】

○平成23年6月の長崎地方裁判所の判決とは

小長井町漁協と大浦漁協の一部の漁業者が、排水門の開門を求めた訴訟で、「潮受堤防により高潮を遮断する効果や、限定的ではあるものの、洪水時の防災効果や常時の排水不良対策効果を有するとともに、大規模で平坦な農地を提供し、農業用水を提供するという営農効果を有しており、事業の公共性が低いとは言えない」「開門請求原告らの漁業行使権は、漁業補償契約によりその一部が放棄又は制限されたものであり、制限の範囲を大きく超えるような侵害があったということはできない。」などとして、開門請求が棄却されました。これは、これまでの本県及び地元関係者の主張の正当性が司法上認められたものです。国は、事業主体としての責任を放棄することなく、控訴審においてもしっかりと主張立証を尽くすべきであります。

【4 「国営諫早湾干拓事業完了に伴う基本協定書」に基づく積極的な推進及び支援について】

○「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に参画し、水質保全対策や水辺空間づくりに対する主体的な取組みの実施とは

農水省（九州農政局）は、福岡高裁判決の開門義務を理由に第2期行動計画に参画する姿勢を示していないが、現状及びこれからの調整池の状況を踏まえ、本行動計画に正式に参画し、水質保全対策を中心とする各種対策に主体的に取り組むよう強く求めます。

○調整池及び流入河川・水路の効果的な直接浄化対策の検討・実施及び検証とは

農水省（九州農政局）は、諫早湾干拓事業の実施者として、事業アセスにより掲げた水質目標値の達成に向け、新たに水質浄化効果の高い直接浄化対策を構築し、すみやかに実施していただくよう強く求めます。

○面源由来の流域負荷削減に向けた制度の整備と有効な技術の適用とは

流域負荷の大部分を占める面源からの負荷を削減するため、諫早湾干拓調整池のような閉鎖性水域においては、農業排水を集約して処理するような制度を整備し、有効な技術を構築されるよう強く望みます。

○流入河川及び調整池の水質が原因となる問題に対する迅速な対応・措置とは

流入河川及び調整池の水質に影響を及ぼす植物の定期的な除去など適正な管理と併せ、調整池では春から秋にかけてアオコやユスリカが発生し、周辺住民へ不安を与えている現実を踏まえ、発生した事象に迅速かつ主体的・抜本的に対応するとともに、原因となる水質汚濁除去対策等を講じていただくよう強く求めます。

○生活排水処理施設の整備と接続率向上のための財政的支援とは

公共下水道、集落排水及び浄化槽設置の整備に係る交付金対象範囲の拡大や補助率の嵩上げとともに、個人負担の問題から対策が進まない状況にある接続率を向上させるための財政的支援を強く求めます。

日本一を受賞した小長井町のかき「華漣（かれん）」



小長井町北部排水門沖での潮干狩り



新干拓地でのキャベツの収穫作業



3 カジノを含む統合型リゾート（IR）の導入について

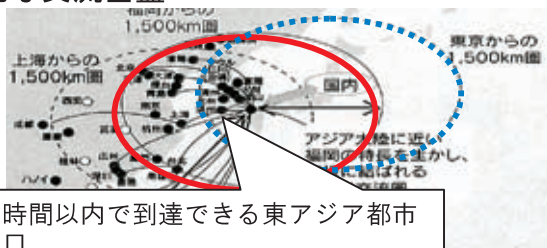
【内閣府】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法制度の早期整備を図ること
- 2 治安の悪化、青少年への悪影響、ギャンブル依存症の増加などの懸念される事項に対し、地方公共団体とも連携し、十分な対策を講じること
- 3 長崎地域を「特定複合観光施設区域」として選定すること

東アジアに向けた地理的近接性

・日本の海外からのゲートウェイとしての役割を古来より果たしてきた歴史的な交流基盤



3時間以内で到達できる東アジア都市人口

東京・・・約1000万人
西九州・・・約6700万人

(資料)「フォーラム福岡(2006.7.26)」をもとに作成

豊富な交通・観光インフラによる周辺への波及効果

・東アジアへの豊富な空路・航路、九州新幹線全線開業・高速道など九州の周遊性が拡大

・長崎、ハウステンボスなどをはじめとした観光施設、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の2つの世界遺産候補といった歴史資源の豊富な既存ストック

・一地域だけの経済効果ではなく、九州地域全体への波及効果・周遊効果をもたらす起爆剤とすることが可能。

安定的な集客と経営

・候補地となるハウステンボスには既に年間300万人近くの観光客が国内外から訪問しており、IR設置による相乗効果によって安定的な集客と経営が可能。

迅速な区域整備により、ラグビーワールドカップ(H31)や東京オリンピック(H32)、九州新幹線西九州ルート(H34)といったビッグプロジェクトとの相乗効果も見込まれます。

合意形成に向けた着実な取組

市議会
超党派議連

議会

県議会における
法案早期実現の
意見書採択

行政

民間

県と市共同の推進・地元合意形成への取組

・関係団体等との意見交換の実施
・県民・市民への周知・啓発

「西九州統合型リゾート研究会」を中心とした積極的かつ継続的な活動

・福岡経済界を含め、北部九州が一体となって5年以上にわたり、周知・啓発・誘致活動

佐世保市ハウステンボス地域はIR導入による高い相乗効果が期待できる有力な候補地です。



効率的・効果的な投資でさらに魅力的なIR施設の迅速な整備が可能

リゾートとしての基盤的なインフラとノウハウ

全国での一定の認知度と海外や都市圏からの高い集客力

周辺への影響が生じにくい立地

IRの導入に向けた継続的かつ精力的な誘致活動

さらに、高い効果を得るため、他地域に比して、本県に優位性のある、近接するアジアからの誘客をより促進させるための交通アクセスやPRの強化、九州各県と連携した誘客や周遊促進に共同して取り組んでいきます。

【1 法制度の早期制定について】

○法制度の早期整備を図ることとは

日本の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」の効果もあり、着実に上向いているところではありますが、景気回復の実感は、長崎県経済には未だ十分浸透しておらず、今後ますます都市部との格差が拡大していくことが懸念されております。そのような中、カジノを含む統合型リゾート（IR）の導入が観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであるとして、その法整備に向けた検討が行われています。

長崎県におきましては、平成25年度、長崎県と佐世保市との共同による協議会のもと、各分野の有識者からなる専門家会議を設置し、IR導入に伴うメリットやデメリット等の客観的な分析・検証とともに、県内外の経済界や教育・防犯関係団体など延べ38団体と幅広く意見交換を行ってまいりました。

そこでは、関係団体からの意見として、治安への影響、青少年教育への影響、ギャンブル依存症の発生などのデメリットについては、他の先進国の多くの先進事例を参考としながら、国や自治体において万全の対策を講じることによって、これらのデメリットを最小化する一方、IR導入による経済効果や雇用創出等のメリットを最大化することにより、長年低迷する県民所得の向上や人口流出の歯止めにつなげて欲しいとの切実な声を多く聴取しました。このように、IRは地域経済の起爆剤としての役割を期待されています。

また、平成31年にはラグビーワールドカップ、平成32年には東京オリンピックといった国際観光客の来日が大きく見込まれるイベントが開催されます。特定複合型観光施設区域をこれらのイベントに間に合うよう整備することで、国際観光客に対して、日本の観光地を積極的にPRし、大きな経済効果を得ることができると期待されています。

【2 懸念される事項について】

○懸念される事項に対し、十分な対策を講じることとは

「特定複合観光施設」に含まれるカジノの導入については、組織悪の介入や青少年への影響、ギャンブル依存症の増加などの懸念がありますが、海外事例を見ると、しっかりとした制度設計により、最小化できると言えます。そうした海外事例を参考に法令等による厳格な管理体制と対応措置が地域での取組とあわせて講じられる必要があります。

【3 特定複合観光施設区域の選定について】

○長崎県を特定複合観光施設区域に選定することとは

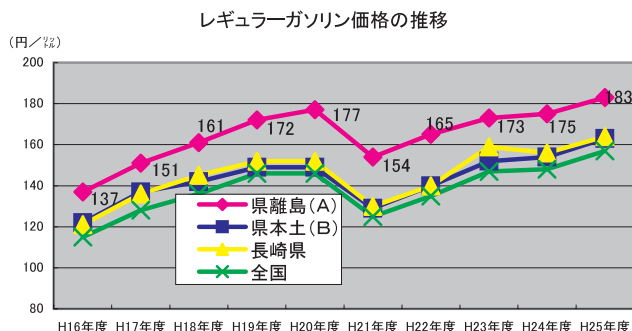
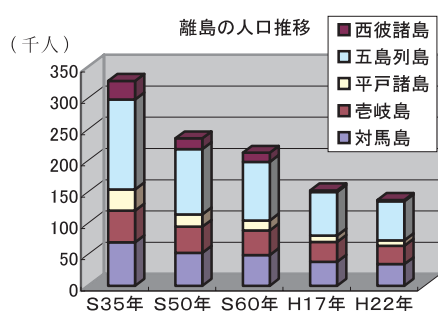
長崎県は、鎖国時代の出島など日本の海外へのゲートウェイとしての役割を古来より果たしてきた歴史的な交流基盤やアジアに最も近いという地理的近接性があり、アジア地域から高い集客力が見込まれるほか、設置候補地のハウステンボスには年間300万人近くの観光客が国内外から訪れており、IR設置による相乗効果によって安定的な集客と経営が見込まれること、福岡経済界を含め、北部九州が一体となって既に5年以上にわたりIR誘致活動を行っていること、単に一地域だけの経済効果ではなく、九州地域全体への波及効果・周遊効果をもたらす起爆剤とすることが可能であることなど、他地域にはない高い優位性を有しており、今後のIRのモデルとなり得る先進地域です。こうした日本を代表する国際観光地となるポテンシャルを有した長崎県を「特定複合観光施設区域」に選定することを求めます。

4 離島振興対策の充実について

【総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国境離島が果たす国家的役割等の重要性に鑑み、無人化を防止するため、国境離島の振興に関する新法の早期制定を推進すること。なお、新法には以下の内容を盛り込むこと
 - (1) 航路・航空路の運賃低廉化等の輸送環境、雇用環境、生活環境の抜本的改善策、及び住民が居住していることや漁業者の漁業活動による密漁・密入国の監視等、国境域管理に資する活動を支援する制度の創設
 - (2) 国境離島が持つ国家的役割を永続的に果たしていくための「国境離島振興債（仮称）」等新たな財源措置
 - (3) 社会・生活インフラ整備のための公共事業に係る国庫補助等の国負担割合の更なる嵩上げ及び採択基準の緩和、所要額の確保
 - (4) 就業環境改善や定住促進のための法人関係税の減免等思い切った税の特例措置
 - (5) 海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化
- 2 抜本改正された離島振興法に基づく離島振興計画を推進するため、離島地域の創意工夫を活かした自立的発展の促進と定住促進等のための更なる振興施策として、以下の施策を講じること
 - (1) 離島地域がこれまで強く求めてきた人の往来等に要する費用の低廉化、エネルギー対策の推進など、離島振興法に盛り込まれた項目に関する施策の早期の具現化や充実
 - (2) 離島における地域活性化と定住促進を図るための「離島活性化交付金」について、離島地域からの要請に沿えるような対象事業の拡大と大幅な増額
 - (3) 「離島漁業再生支援交付金」について、27年度以降の事業延長
 - (4) 重油や軽油、ガソリン等の燃油価格の上昇が、離島の基幹産業である農業や漁業の生産コストや人流・物流の輸送コストを押し上げ、産業や住民生活に多大な悪影響を及ぼしていることを踏まえた、減免措置や支援制度の創設等
 - (5) 人の往来及び物資の輸送に要する費用の低廉化のための離島航路航空路の整備に係る新法の制定の推進。なお、制度の構築に当たっては、現行の欠損補助等を維持したうえで、県・市町の財政負担の増加を抑制すること
 - (6) 離島の生活環境、道路の整備等のための公共事業予算の十分な財源確保
 - (7) 地理的条件等に起因する離島の財政需要に応じた「隔遠地補正」や「属島補正」など交付税措置の継続・拡充
- 3 離島の豊かな地域資源を最大限に活用し、本土との格差是正・地域産業の振興・交流人口の拡大など先進的なモデル地域としての再生を目指すため、規制の特例措置だけではなく、税制・財政・金融上の支援措置を盛り込んだ「離島特別区域制度」を早期に創設すること



【1 国境離島振興について】

- 輸送環境、雇用環境、生活環境の抜本的改善、国境域管理に資する活動を支援する制度とは
無人化を防止するため、空海路の運賃低廉化や地場産業における新規就業者の立ち上げ支援（初期投資や事業が軌道に乗るまでのランニングコストの支援）、農林水産業や観光等の振興への支援による雇用確保、物価・医療・福祉・教育等の生活環境の整備、充実を望みます。
また、国境離島の住人は、そこに居住していることや経済活動等を通じて、密漁・密入国の監視等、重要な役割を担っていることから、国境域管理に資する活動を継続できるよう、その活動を支援する制度の創設を望みます。
- 国境離島が持つ国家的役割を永続的に果たしていくための財源措置とは
市町村事業だけでなく、県事業を含めたハード・ソフト両面の事業を対象とした「国境離島振興債（仮称）」の創設とその償還に対する高率の交付税措置のほか、離島振興全般のソフト事業に幅広く活用できる基金を都道県に設置し、その造成については国が無利子貸付を行う「国境離島振興基金（仮称）」の創設、生活環境、交通通信網の整備など離島地域の生活と産業・経済の安定・向上のためのハード事業に対し、地方の裁量により幅広く使える「国境離島自主戦略交付金（仮称）」の創設を望みます。
- 思い切った税の特例措置とは
企業に対する法人関係税の減免や投資促進税制の導入など雇用の場の創設・維持を強力に後押しする制度の創設のほか、住民関係税（国税・地方税）や消費税・揮発油税等を減免する制度の創設を望みます。また、地方税の減免制度の創設にあたっては地方交付税による減収補てん措置を望みます。
- 取締監視体制の拡充強化とは
男女群島の女島灯台の職員の常駐化などの我が国の領海及び排他的経済水域の保全強化を望みます。

【2 離島振興対策について】

- 離島振興法に新たに盛り込まれた項目に関する施策の早期の具現化や充実とは
左記載のほか、介護サービスの確保や保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減、住民等の就業の促進、生活環境の整備等に関する施策の具現化やさらなる充実を望みます。
- 「離島活性化交付金」の対象事業の拡大とは
離島の定住促進、地域の活性化に資するための「離島活性化交付金」については、離島地域自らの創意工夫を促すため、地方の裁量により幅広く使えるよう対象事業の拡大を望みます。
- 「離島漁業再生支援交付金」の事業延長とは
本制度は、本年度で終期を迎えますが、離島漁業は依然として厳しい状況にあることから、離島漁業集落の維持活性化を図るため、本制度を継続し引き続き支援を望みます。
- 燃油価格の減免措置や支援制度の創設等とは
漁船や農林業関係機械・施設、公共交通機関や自家用車等の移手段といった産業活動などに大きな影響を与える重油等燃油価格は、輸送コストが高いことや小規模な人口に起因して需要が少ないことなどの事情により、本土に比して割高になっています。加えて原油価格高騰に伴う燃油価格の上昇が、産業や住民生活に多大な悪影響を及ぼしています。
農林漁業用のA重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化、揮発油税の減免等を望みます。
- 離島航路航空路の整備に係る新法の制定の推進とは
離島航路航空路は、離島住民の生活の安定及び産業の振興に不可欠であることから、その維持・改善を図るべく、費用の低廉化のための新法「離島航路航空路整備法（仮称）」の制定を望みます。なお、その制定に当たっては、現行の地域公共交通確保維持改善事業費補助制度（欠損補助）を維持したうえで、県・市町の財政負担が極力抑制されたものとなるよう、制度の設計及び必要な予算の確保を望みます。
- 公共事業予算の十分な確保とは
離島地域の生活と産業・経済の安定・向上のためのハード事業に係る財源について、離島振興法に基づき十分な予算の確保を望みます。
- 「隔遠地補正」や「属島補正」の交付税措置の継続・拡充とは
現在、離島等の隔遠地に所在する市町村に対しては、普通交付税算定上「隔遠地補正」として隔遠地により増高する旅費、通信運搬費等が算入されています。
こうした離島の特性に配慮した「隔遠地補正」や「属島補正」などの財政需要に応じた交付税措置の継続・拡充を望みます。

【3 離島特別区域制度について】

- 離島特別区域制度の早期創設とは
離島という不利条件の中で産業の振興や交流人口の拡大等を目指すには、規制の特例措置だけでは不十分であり、税制・財政・金融上の支援措置等が不可欠であります。離島振興法第18条の2に基づき早期の制度創設を望みます。

5 半島振興法の改正・延長について

【総務省、農林水産省、国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

平成27年3月末をもって効力を失う半島振興法について半島地域の特性や実情を踏まえた改正・延長を行うこと。

法の改正・延長にあたっては、半島地域に住民が住み続け、安定した暮らしを送っていくことができる環境を整備し、半島地域の創意工夫を活かした自立的発展の更なる促進を図るため、以下の事項について、法律に盛り込む等、施策の充実を図ること。

1 法の目的規定の拡大・充実

法の目的に、人々の「いやし・やすらぎの場」等、半島地域が担う国民の利益増進に果たす役割を明記するとともに、国の責務として、防災対策や人材の育成、交流人口の拡大をはじめとする施策を促進する規定を追加すること。

2 新たな半島振興に向けた施策の充実

(1) 社会基盤の整備に対する施策

本県の半島地域では、高速交通体系や下水道等の社会基盤整備において、未だ一般地域に比べ低位にあるものも多いため、特に高速交通体系と本県半島地域を結ぶ西九州自動車道や島原道路・西彼杵道路、候補路線である島原天草長島連絡道路の整備をはじめとする交通基盤整備等の促進の他、下水道等の生活基盤整備の促進、情報通信基盤整備の促進、既存施設等の適切な維持管理の促進を図ること。

(2) 産業の振興に対する施策

雇用の場となる地域産業の競争力を持続し、強化していくために、農林水産業に対するハード・ソフト両面での支援措置や観光施策等への支援措置の充実、半島地域での起業や企業の立地・投資が有利になるような措置の充実を図ること。

(3) 地域独自の取り組みに対する施策

半島地域を支える地域コミュニティの維持・活性化のため、人材の育成、定住促進のしくみづくり等、地域自らが地域性を活かし主体的に行う取り組みの支援の充実を図ること。

(4) 半島振興施策に対する新たな財政支援措置

幅広い分野にわたる取組を積極的かつ円滑に進めていくために、未来を支えるまちづくり・人づくりの両面で柔軟に活用できる、半島地域に特化した新たな財政支援措置の創設とともに、半島振興のあらゆる分野の基盤である道路網の整備を確実に進めていくために、国の支援制度の拡充を図ること。

【半島振興法の改正・延長について】

昭和60年の半島振興法制定以来、本県の半島地域では道路網をはじめとする半島地域の社会資本整備が着実に進められ、一定の成果が現れていますが、基幹産業である農林水産業の衰退等、地域経済の停滞に伴う雇用機会の減少から人口の減少に歯止めがかからず、高齢化が進行し、交通基盤、生活基盤等の整備についても他の本土地域と比較して依然多くの課題を抱えています。豊かな自然や特色ある歴史・文化、地域の資源を活かし、創意工夫を凝らした取り組みを一層強力に促進し、自立した地域を目指すために、実情を踏まえた半島振興法の改正・延長がなされることを望みます。

【1 法の目的規定の拡大・充実について】

○法の目的規定の拡大・充実とは

半島地域は人々の「いやし・やすらぎの場」の提供、安全安心な農林水産物や水の安定的な供給、国土や自然環境の保全等重要な役割を担っています。

したがって半島地域の振興は国民全体の利益につながるものであり、今後このような観点から半島地域の振興を図っていくため、法の目的に半島地域が担う国民の利益増進に果たす役割を明記するとともに、国の責務として、防災対策の促進、止まらない人口減少に歯止めをかけるための人材の育成、産業の振興、教育や医療の充実等のソフト対策、交流人口拡大による地域の活性化の促進が行われるよう規定の追加を望みます。

【2 新たな半島振興に向けた施策の充実について】

○社会基盤の整備に対する施策の充実

①交通基盤整備等の促進とは

本県半島地域は高速交通体系より取り残され、自立的発展の阻害要因になっています。

また、半島地域は地形的要因により風水害や土砂災害により交通が遮断され孤立する恐れが高い反面、その地形的特性から海を挟んだ隣県等と歴史的なつながりを持つ地域も多く、これを活かした広域的な連携推進により交流人口の拡大や地域の活性化の可能性を秘めています。このため次の施策を望みます。

- ・西九州自動車道（伊万里松浦道路及び松浦佐々道路）の早期完成や島原道路・西彼杵道路の優先的な事業着手、島原天草長島連絡道路の候補路線から計画路線への格上げ指定、半島循環道路や地域内を結ぶ道路等、必要な予算確保を含めた半島地域の道路網の整備の更なる促進
- ・災害発生時の代替道路等の整備を促進するための措置の充実
- ・海上交通路の確保・維持に対する支援措置の充実

②生活基盤整備の促進とは

半島地域の住民の利便性や生活の質の向上とともに、子育て世代や、都市部から移住を希望する高齢者等と呼び込み定住を促進するため、また観光客など地域外の人々が安心して訪れる環境を整備するため次の施策を望みます。

- ・公共交通機関の確保・維持に対する支援措置の充実
- ・下水道をはじめとする生活基盤の整備促進のための支援措置の充実
- ・医療、保健、福祉サービスの整備に対する支援措置の充実

③情報通信基盤整備の促進とは

情報通信基盤の充実とは、情報の入手・利用の機会の格差を解消し、医療や福祉をはじめ、住民や地域外から訪れた人々の利便性向上に大きな役割を果たすと同時に、企業の進出が促され、雇用機会の創出に繋がる可能性があります。人口の減少する半島地域では、民間事業者による整備が進みにくいため、次の施策を望みます。

- ・光ファイバー等の情報通信基盤整備や携帯電話が繋がりにくい地域の解消等に対する支援措置の充実

④既存施設等の適切な維持管理の促進とは

これまで半島地域では交通基盤や生活基盤、情報通信基盤等が整備されてきましたが、この効果を持続させるとともに、災害へ備えるためにも、次の施策を望みます。

- ・老朽化した施設の改修など適切な維持管理を促進するための措置の充実

○産業の振興に対する施策の充実とは

本県の半島地域の基幹産業である農林水産業振興のためには担い手への農地の集積や生産基盤の整備とともに、販路の開拓、販売に精通した人材の育成・確保や6次産業化の促進等、ハード・ソフト両面での支援措置の充実が必要です。

本県の半島地域では体験型観光等、地域の特徴を活かした交流人口拡大の取り組みが行われていますが、今後、観光を地域振興の安定した柱とし、交流人口をさらに拡大するために、情報の発信、国内外からの誘客促進、半島地域の魅力を伝えるガイド等の育成等、観光施策に対する支援の充実が必要です。

本県の半島地域の商店街の経営は人口減少による購買力低下や郊外型大規模店舗の進出により厳しい状況となっていますが、地域の商店街は、地域コミュニティ維持の面でも重要な役割を果たしており、その振興のための取り組みへの支援措置の充実が必要です。

雇用機会の拡大を図るためには、既存の産業の振興とともに起業に対する支援や地域外からの産業の誘致、大量の再生可能エネルギーの接続が可能となる電力網の整備、即時償却の適用等投資促進税制の拡充、地方税の課税免除を可能とする制度改正及び地方税の減収補てん制度の拡充等、半島地域での起業や企業の立地、投資が他の地域に比べ大幅に有利になるような特段の措置を講じることが必要です。このため次の施策を望みます。

- ・農林水産業に対するハード・ソフト両面での支援措置の充実
- ・観光施策に対する支援措置の充実
- ・地域の商店街振興のための支援措置の充実
- ・起業の際の支援体制の充実、税制上の優遇措置の拡充等、半島地域での起業や企業の立地・投資が有利になるような措置

○地域独自の取り組みに対する施策の充実とは

今後の半島地域の振興のためには、若い世代が地域のよさを受け継ぎ、住み続けられるような地域コミュニティを維持し、活性化させていくことが必要です。そのためには、地域を牽引する人材の育成や地域独自の伝統・文化の次世代への伝承、定住促進のしくみづくり、各地で地域づくりに取り組む人々が情報交換を行い優れた事例を取り入れるためのネットワークづくり、隣接県などと一体となった広域的な取り組みの促進等、半島地域自らが地域性を活かし主体的に行う取り組みへの支援の充実が必要です。このため次の施策を望みます。

- ・人材の育成、定住促進のしくみづくり等、地域自らが地域性を活かし主体的に行う取り組みの支援の充実

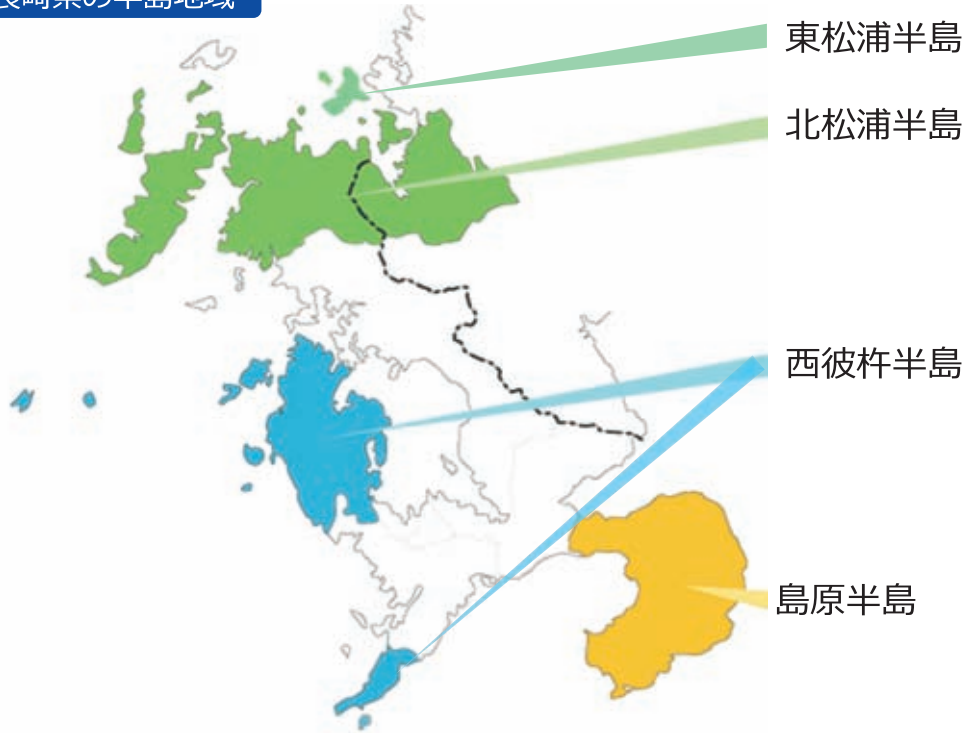
○半島振興施策に対する新たな財政支援措置とは

半島地域は、一般地域に比べ財政基盤が脆弱であり、県や市町が、自立した地域づくりに必要な多分野にわたる総合的な取り組みを行っていくうえで非常に厳しい状況にあるため、未来を支えるまちづくり・人づくりの両面で柔軟に活用できる、半島地域に特化した交付金等、新たな財政支援措置の創設が必要です。

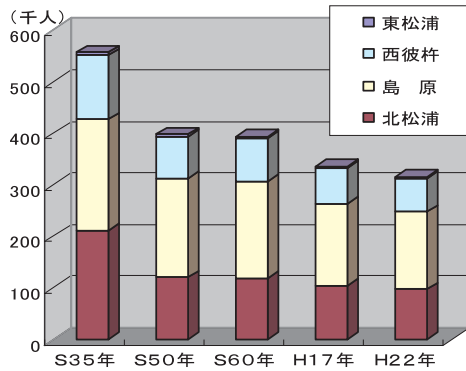
また、半島振興のあらゆる分野の基盤である高規格幹線道路や地域高規格道路、半島循環道路等の道路網の整備を確実に進めていくために、国庫補助率嵩上げ及びこれに併せた国費の重点配分等、国の支援制度の拡充が必要です。このため次の施策を望みます。

- ・半島地域に特化した新たな財政支援措置の創設
- ・高規格幹線道路及び地域高規格道路等道路網整備に対する国の支援制度の拡充

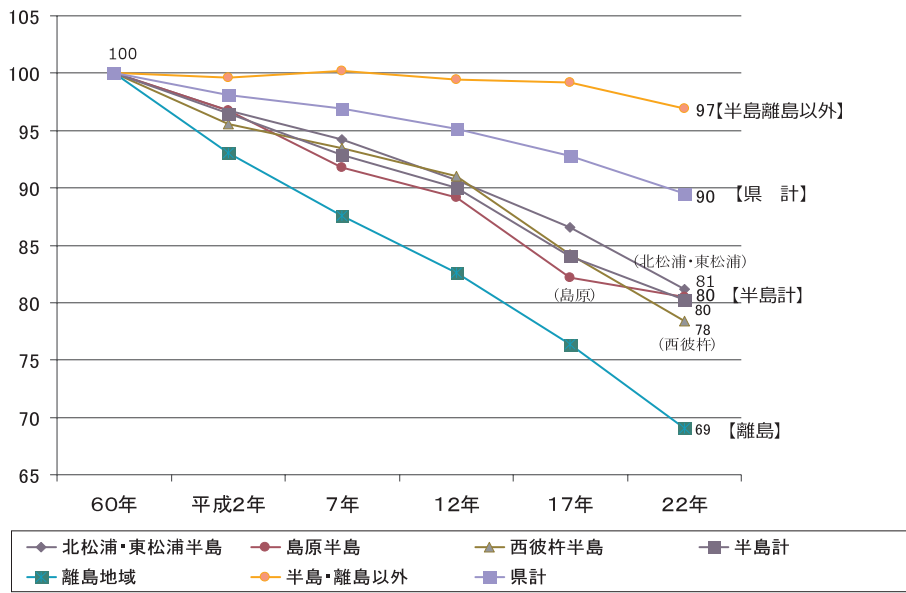
長崎県の半島地域



本県半島地域の人口推移



本県半島地域の人口推移 (S60=100)



6 再生可能エネルギーの導入と地域活性化・産業振興の促進について

【内閣官房、経済産業省、国土交通省、環境省、総務省】

【提案・要望の具体的内容】

1 国の支援策の充実について

- (1) 海洋再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活かす施策の推進について
 - ①海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備について、国が中心となって、取り組むことを改めて明確にしたうえで、十分な予算を確保すること
 - ②商用化につなげるための送電インフラの強化・拡充について、国の公共インフラとして整備すること
 - ③海洋再生可能エネルギーの活用にかかる技術開発・人材育成、実証事業について助成措置を拡充すること
 - ④海洋再生可能エネルギーの利用を促進する上で必要となる、他の海域利用者等との海域利用の調整について、地方における先進的な事例をパイロット事業として支援するなど、地域の実情に沿った支援やルールづくりを行うこと
 - ⑤海洋再生可能エネルギー実証事業の展開を加速化させ、事業者が商用化へ向け実施できるよう固定価格買取制度への追加について早期実現を図ること
 - ⑥産業競争力強化法第6条に基づく「産業競争力の強化に関する実行計画」や国家戦略特区を活用し、国自ら、我が国独自の「漁業や環境と協調する海洋再生可能エネルギー活用モデル」を提示し、アジアの拠点として、世界で一番ビジネスがしやすく、海外の先行事例とは次元の異なる（特徴ある・先進的な）海洋再生可能エネルギービジネスエリアの創出に取り組むこと
- (2) 再生可能エネルギーの導入促進を離島・半島等の地域活性化につなげる施策の強力な推進について
 - ①独立電源の大型離島をモデルとした分散型エネルギーの導入による地域活性化事業を国プロジェクトとして推進すること
 - ②離島における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、系統安定化のための蓄電池の整備やエネルギーの効率的な利用を促進するマイクログリッドの整備にかかる支援制度の拡充、また、再生可能エネルギー発電による調達価格については、本土地区に比べ割高な物流コストなど、離島特有の経済状況を考慮した設定に努めること
 - ③離島における再生可能エネルギーによる発電事業を促進し地域活性化につなげるため、離島振興法第20条に規定される地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置を拡充し「電気・ガス供給業（再生可能エネルギーに係る事業に限る。）」を対象とすること
 - ④電力システム改革の実施にあたっては、本土地区に比べ発電コストが高い離島において、離島以外の地域と遜色ない料金での安定供給を保障する措置など、離島に住む方々が安心して電気を使える措置を講じること

- ⑤未利用温泉水の利活用を促進するため、バイナリー発電設備の導入について助成制度を拡充すること
- ⑥スマートタウンや省エネルギー団地の構築によるビジネスモデルの創出を促すため、地域や家庭で発電した再生可能エネルギーを集落単位で融通しあったり、余剰電力をとりまとめて販売したりできるよう、規制緩和や新制度創設を推進すること

長崎県が目指す新産業創出の姿



【1 国の支援策の充実について】

- (1) 海洋再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活かす施策の推進について
- 長崎県は、平成25年2月15日、内閣総理大臣決定の地活性化総合特区の下、本県海域における浮体式洋上風力発電及び潮流発電の実証フィールドの創設や海洋再生可能エネルギーの実用化等の実現に向けた取り組みを行っており、本年2月26日、国に対し実証フィールド誘致に向けた提案書を提出したところであります。
- また、実証フィールドの創設を含め、本県製造業の基幹である造船産業とも連携しながら海洋再生可能エネルギー関連企業が集積した海洋産業の拠点形成を目標としています。
- 本県の目標達成のためには、以下の国支援の実現が必要であると考えております。
- ① 東日本大震災以降、逼迫しているエネルギー問題への対策及び成長分野である環境・エネルギー分野の産業振興につながることから、平成26年度以降に行われる海洋再生可能エネルギーの実証フィールド、いわゆる日本版EMECの整備にあたっては、海洋県である本県を実施海域として選定いただくとともに、十分な予算措置をお願いします。
 - ② 広大な海域と多くの離島を有する本県は、洋上風力や海洋エネルギーなどの大きなポテンシャルを有しています。しかしながら、離島地区を含め、送電網が脆弱もしくは未整備の状況の地域も多く、電力システムの強化が望まれています。今後、実証フィールドを整備する際には、国が新たな公共インフラとして、大量の再生可能エネルギーが系統連携可能な電力システムの整備を同時に進めることを強く求めます。

③ 実証フィールドの整備と併せて、次の事業について、拡充・延長及び新たな支援制度の構築を求めます。商用化への支援については、実証フィールド活用に関して事業者の意欲を喚起する材料となるため、併せて支援強化を求めます。

- ・海洋再生可能エネルギー分野における新技術開発（拡充・延長）
- ・海洋再生可能エネルギー分野における技術実証（拡充・延長）
- ・海洋再生可能エネルギー分野における環境影響調査への支援（拡充・延長）
- ・海洋再生可能エネルギー分野における商用化を目的とした各種事前調査への支援（新設）
- ・海洋再生可能エネルギー分野における商用化を目的とした海底送電線敷設の支援（新設）
- ・漁業と調和した海洋再生可能エネルギーモデルについての実証事業、実用化の支援（拡充・延長）

④ 実海域での実証や実用化・商用化においては、特定の海域を一定期間使用することが必要であり、事業実施者と自治体及び地域の関係者で合意を形成し、海域の活用を進めますが、今後、広域な関係者との調整が必要となる場合等、国が海域利用における調整のルールを示すなど、地域の取組を活かし、海域活用が促進されるよう支援いただきたい。さらに、海域利用における調整のルールを示すためには、具体的な事例を通して検討する必要があると考えられることから、本県の取組を国家戦略特区として取り上げるなど、国も参画するパイロット事業として、国・地方一体となって推進し、平成24年5月25日総合海洋政策本部決定の「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」に示されている「①海域利用における関係者との調整のあり方、②海域利用に係る法制度」について、国の取組を加速していただきたい。

⑤ 平成24年7月より、固定価格買取制度が始まり再生可能エネルギー導入促進の後押しとなっておりますが、海洋再生可能エネルギーについては、実用化された段階で、対象に追加していく予定となっております。海洋再生可能エネルギー実証事業の展開を加速化させ、事業者が商用化へ向けた将来の事業計画の検討ができるよう固定価格買取制度への追加について早期実現を求めます。

⑥ 平成25年12月、産業競争力強化法が成立し、日本再興戦略の実行を図るため、「集中実施期間」（5年間）を定め、3年間の実行計画を作成し、毎年見直ししながら、規制改革や産業の新陳代謝等に国自ら取り組むこととなりました。つきましては、海洋国家の我が国は、海洋再生可能エネルギーの賦存量が豊富であり、海洋再生可能エネルギー技術の早期実用化で世界市場を取り込むことが重要であると考えます。実行計画での位置づけの明確化や国家戦略特区としての推進等、国家戦略として海洋再生可能エネルギービジネスエリアの創出に更に積極的に取り組むことを求めます。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進を離島・半島等の地域活性化につなげる施策の強力な推進について

① 離島は、我が国の領海、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用・管理、自然環境の保全など重要な役割を担っています。一方、離島地域は恒常的な人口減少、少子高齢化に直面し基幹産業である農林水産業が低迷するなど、離島を取り巻く環境は厳しい状況となっております。

そこで、独立電源の大型離島をモデルとした分散型エネルギーの導入による地域活性化事業を国のプロジェクトとして位置づけ推進していただくことを求めます。

② 再生可能エネルギーの導入促進のためには、一層の電力システムの増強・安定化を図る必要があります。ついては、電力系統側への大容量蓄電池設置の特例的な支援措置及びマイクログリッドの整備に対する支援制度の創設を求めます。

また、離島においては、本土から遠く離れた地理的要因から移動・輸送等にかかるコストが、再生可能エネルギーによる発電事業をはじめ、あらゆる面で割高となっております。再生可能エネルギー発電による調達価格については、本土・離島の区別のない一律の価格となっておりますが、本土に比べ不利な離島ならではの移動・輸送等にかかる高いコストを勘案した調達価格の設定等について配慮した制度設計を求めます。

- ③ 離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令において、下記の業態に対してその優遇措置が認められています。
- ・事業税（製造業、旅館業、情報サービス業、個人の営む畜産業・水産業・薪炭製造業）
 - ・不動産取得税（製造業、旅館業、情報サービス業）
 - ・固定資産税（製造業、旅館業、情報サービス業）
- 今後、離島における再生可能エネルギーの導入による地域活性化につなげるため、措置を拡充し「電気・ガス供給業（再生可能エネルギーに係る事業に限る。）」を新たに対象にすることを求めます。
- ④ 本県の離島地区においては、燃油について、自由化により、本土地区に比べ実際に価格が高くなっており、大きな負担を強いられています。電力システム改革では、電気事業法附則（平成25年11月20日法律第74号）第11条第5項第8号において、「離島における電気の使用者が離島以外の地域と同程度の料金により電気の供給を受けることができるようにするための措置及び離島における電気の安定供給を確保するための措置」を政府が検討を加え、その結果に基づき講じることとなっています。ついては、実効性のある必要な具体的な措置を講じることが求めます。
- ⑤ 未利用温泉水は、熱や発電としての活用が可能であり、観光産業施設の省エネ化など、エネルギーの地産地消に大きく貢献することが期待できます。
- 本県においても、未利用温泉水の利活用を目的とした社団法人が設立され、温泉熱発電の実証試験が開始しており、積極的な取組がみられています。この温泉熱発電を各地域・旅館等へ水平展開し、地熱エネルギーの有効活用を身近で実証してみせるためには、自立分散型の小型発電等施設が必要であるが、未だ高価であることから、民間事業者が導入する際の支援制度の拡充を求めます。
- ⑥ これまでの大規模集中型エネルギーシステムから、分散型エネルギーシステムへの転換を推進するためには、再生可能エネルギーの特性に応じたエネルギーの地産地消への取組が重要です。
- しかしながら、大規模なビルや集合住宅が少なく、小規模集落が点在している離島・半島地域等においては、スマートグリッドを構築し、地域エネルギーマネジメントを運用することは容易ではありません。
- そのため、離島・半島地域等においても、エネルギーの地産地消を推進するとともに、新たな産業の創出による地域活性化につなげるため、各家庭で発電した再生可能エネルギーを、集落単位で融通しあったり、余剰電力をとりまとめて販売したりできるよう、規制緩和や新制度創設を求めます。

7 子ども・子育て支援対策の充実について

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度の本格施行にあたっては、以下の事項に配慮すること
 - (1) 地方負担を含め、必要となる財源の確実な確保を行うこと
 - (2) 学校教育・保育の質を確保するため、職員の配置基準等のさらなる改善を図ること
 - (3) すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、低所得世帯をはじめ利用者負担軽減の拡充に取り組むこと
 - (4) 保育所整備事業など新制度移行後も必要な事業については、安心こども基金事業期間の延長など、必要な財政措置を講じること
 - (5) 放課後児童クラブの安全で質の高い環境づくりのため、施設整備等の必要な財政措置を拡充すること
- 2 地域少子化対策強化交付金については、地域によって異なる実情に応じた少子化対策に持続的に取り組めるよう、自由度の高いものとなるよう見直すとともに、必要な財政措置を講じること
- 3 乳幼児に係る医療保険制度における就学前までの一部負担金を無料にすること。また、これが実現するまでの間、地方単独乳幼児医療費助成を現物給付する場合の国民健康保険における国庫支出金の減額措置を廃止すること
- 4 社会生活を円滑に営む上で困難を有するニートやひきこもりなどの子ども・若者の育成支援に対して必要な財政措置を講じること

1 長崎県の人口・子どもの数の推移

(単位：人)

	S30	S50	H7	H22	H26
総人口	1,747,596	1,571,912	1,544,934	1,426,779	1,386,045
子どもの数(0～14歳)	646,454	403,824	277,263	193,428	183,181
割合	37.0%	25.7%	17.9%	13.6%	13.2%

2 長崎県の未婚化・晩婚化・晩産化の状況

○未婚率(30～34歳)

男 H17 41.4% ⇒ H22 42.5%
 女 H17 31.5% ⇒ H22 34.1%

○平均初婚年齢

男 H17 29.0歳 ⇒ H24 30.1歳
 女 H17 27.7歳 ⇒ H24 28.9歳

○母の第1子出産年齢 H10 27.6歳 ⇒ H24 29.3歳

【1 子ども・子育て支援新制度の本格施行について】

○必要となる財源の確実な確保とは

子ども・子育て支援新制度においては、実施主体は市町村（基礎自治体）とし、社会全体での費用負担のため、消費税率の引き上げをはじめ、恒久財源の確保が前提とされており、地方負担を含め、必要となる財源の確保を確実にを行うことを望みます。

○職員の配置基準等のさらなる改善を図るとは

アレルギーや発達障害のある子どもへの対応など、一人当たりの負担感が高まっている保育士等の負担軽減のため、職員の配置基準の更なる改善、保育標準時間（11時間）に対応した職員配置、周辺業務を行う支援者の配置など、必要な職員を配置できるような給付額の設定を望みます。

また、質の高い幼児教育・保育を提供するため、現場の対応状況に応じた加算を行うなど弾力的な運用が必要です。

○幼児教育・保育にかかる利用者負担軽減の拡充とは

新制度における幼稚園・保育所等の利用者負担額にかかる国が定める水準については、現在、市町村において行われている保育料の軽減の実態を踏まえた額とすることを望みます。

○安心こども基金事業期間を延長し、必要な財政措置とは

保育所整備や認定こども園の整備費の確保、社会的養護の充実等を推進するためには継続的な財政支援が必要です。

十分な事業効果が得られるよう、基金事業期間を延長し、必要な財政措置を望みます。

○放課後児童クラブの安全で質の高い環境づくりとは

施設の耐震化、児童の集団の規模（概ね40人まで）、生活の場としての機能や衛生・安全面が確保されるのに十分な施設・設備の確保など、子どもたちにとって安全で質の高い環境づくりのためには、財政面の更なる充実が必要であり、補助基準額の増額及び国庫補助率の嵩上げを望みます。

【2 地域少子化対策強化交付金について】

少子化の要因や課題は、地域ごとに異なっており、地域の実情に則し、独自に進めている少子化対策にも取り組める自由度の高いものとなるよう見直しを望みます。

また、結婚・妊娠・出産・子育て支援などの切れ目のない少子化対策は、持続的に行うことで高い効果が得られることから、必要な財政措置の継続を望みます。

【3 乳幼児に係る医療保険制度について】

○就学前までの一部負担金を無料にすることは

小学校就学前の乳幼児の医療費については、現在、乳幼児の健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各都道府県で一部負担金を対象に助成を行っています。しかしながら、財政力などに差があることから助成の内容が各団体によって異なっています。

本来医療については、全国どこに住んでいても、同じ条件で医療が受けられるよう、健康保険の一部負担金を無料にすることを望みます。

○地方単独乳幼児医療費助成を現物給付する場合とは

乳幼児医療費の助成を保護者に支給するのではなく、健康保険の給付と同様に医療機関に直接支払う方法をいいます。

○国民健康保険における国庫支出金の減額措置の廃止とは

国民健康保険では、医療機関の窓口での支払い額が乳幼児医療費助成の現物給付導入により減額される場合には、医療機関への受診が増加（国保の負担額が増加）するとの考えから、国庫支出金が減額されるため、この減額措置の廃止を望みます。

【4 子ども・若者育成支援施策について】

子ども・若者育成支援推進法は平成22年4月に施行され、本県では地域協議会や総合相談センターを設置していますが、県や市町及び支援団体の取組をさらに強化するため、必要となる財政措置を望みます。

8 地域の生き残りに真に必要な経済活性化策を講じるための地方債の創設と財源措置の充実について

【総務省】

【提案・要望の具体的内容】

いわゆるアベノミクスに伴う景気回復の恩恵が及びにくい地方の状況を踏まえ、以下の財源措置を講じること

- 1 地方財政計画（マクロ）における経済活性化施策としての歳出特別枠（地域経済基盤強化・雇用等対策費1.2兆円）を堅持・充実させるとともに、そのための財源措置としての別枠加算（0.6兆円）を堅持すること
- 2 地域の生き残りに真に必要な経済活性化施策を講じるために必要となる財源措置として有利な地方債を創設すること
- 3 法人住民税の一部交付税原資化をはじめとする地方法人課税の見直しに当たっては、地方税の偏在是正により生じる財源を適切に地方財政計画に計上し、更なる偏在是正措置についても幅広く検討を行うとともに、各地域が真に必要な施策に取り組むことができるよう実効的な財源措置を講じること
- 4 人口減少による地方財政への影響を最小限にとどめ、地域経済の再生や地域活力の維持向上を図るための財源を確保するため、人口や生徒数等を測定単位とする地方交付税の算定の在り方について、制度見直しを含め最大限の配慮を行うこと
- 5 日本再興戦略（第2弾）において、地方の経済活性化を促す取組や、そのための財源措置の充実強化を強力に盛り込むこと

【1 地方財政計画における歳出特別枠及び別枠加算の堅持について】

- 近年の地方財政を取り巻く国及び地方の状況は、財政健全化指標の導入や社会保障関係費の増嵩等への対応が急務であったことから、経済活性化にかかる実効的な財源措置が手薄となっている側面が否めないものと考えております。
- 特に、地方においては人口減少や経済縮小に伴う財源不足、少子高齢化に伴う社会福祉費の増大などにより、低減傾向にある一般財源の大半を社会保障関係費へ充当せざるを得ないことから、経済活性化の諸施策を強力に推進するための財源がなく、地域の生き残りのための十分な施策が実行できない状況にあります。
- 本県をはじめ、地方の雇用・経済情勢は依然として厳しい状況が続いており、地方財政計画における歳出特別枠と地方交付税の別枠加算については、地方のニーズに応じた適切な雇用・地域経済対策等を講じるための財源措置として堅持することを求めます。

【2 地域の生き残りのために必要となる有利な地方債の創設について】

- いわゆるアベノミクスによる国の経済成長戦略により、大都市圏を中心に日本経済や税収等の急回復、地域活性化が顕著となる中、地方においてはその波及効果は弱く、依然として人口減少・少子高齢化に伴う過疎化や財源不足等が深刻化しており、まさに地域の生き残りをかけた地域経済活性化及び雇用の創出が喫緊の課題となっております。
- また、経済実利の獲得における地域間競争やアジア諸都市との競争は激化しており、地方経済の活性化を図り、良質な雇用の場を創出するためには、各都市の特徴や地域資源を充実・強化する施策並びに基礎的交通網や社会インフラの整備による利便性の向上は不可欠であります。
- 加えて、来年度の統一地方選を含め地域住民から寄せられる声も、疲弊する地方の経済活性化施策について強い関心が示されていくものと考えております。
- 地域の生き残りのため真に必要な経済活性化策を講じることができるよう、既存の地域活性化事業債の取扱いにも留意の上、新たな地方債の創設を含めた十分な財源措置を求めます。

人口の推移 (人)	H2	H12	H22	H2-H22 増減率 (%)
全国	123,611,167	126,925,843	128,057,352	3.6
長崎県	1,562,959	1,516,523	1,426,779	△ 8.7
うち離島	191,892	168,082	136,983	△ 28.6

有効求人倍率の推移	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97
長崎県	0.53	0.41	0.49	0.60	0.65	0.75

地域活性化事業債の活用状況(億円)	H20	H21	H22	H23	H24	H25
地方債計画(全国)	870	683	600	500	471	400
長崎県	9.3	4.9	1.4	2.7	2.4	2.3

【3 法人住民税の一部交付税原資化をはじめとする地方法人課税の見直しについて】

- 平成26年度税制改正大綱では、消費税10%段階において、今回創設された地方法人税による交付税原資化をさらに進め、地方法人特別税・譲与税の廃止とともに、他の偏在是正措置など関係する制度について幅広い検討を行うこととされております。
- 今後の地方法人課税の見直しにあたっては、本県のような税収の乏しい団体に十分配慮の上、適切な地方税源の偏在是正策とともに各地域が真に必要な施策に取り組むことができるよう実効的な財政措置を講じていただく必要があると考えております。

【4 地方交付税の算定の在り方に対する最大限の配慮について】

- 地理的要因や産業構造の問題などから、本県をはじめ地方部は全国を上回るペースで人口減少が進み、未だ景気回復の実感にも乏しく、地方の疲弊は一層深刻さを増しています。
- そのような中、地域経済の再生や地域活力の維持・向上を図るための取組みを一層推進するためには、地方交付税による財源保障機能や財源調整機能が適切に発揮されることが不可欠であります。
- しかしながら、現在の地方交付税の算定においては、急激な人口減への激変緩和措置はあるものの、段階補正等による対応は十分でなく、その結果、人口やそれと密接に関わる生徒数等の減少が地方交付税の減少につながり、収支ギャップを生じさせる構造となっていることから、その在り方について、制度見直しを含め最大限の配慮を求めます。

【5 日本再興戦略(第2弾)における地方の経済活性化を促す取組等について】

- 国においては本年6月にも第2弾の日本成長戦略を策定することとされておりますが、日本全体の成長戦略の強化に向けては、全国の都市がそれぞれの特徴を基に経済を活性化し、互いに切磋琢磨して繁栄していくことが不可欠であり、国の成長戦略の実を挙げるためにも、地方都市の活性化戦略や財源措置について次なる成長戦略に盛り込むことが必要と考えております。

9 合併後の新市町への支援策の充実強化について

【総務省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 合併市町の実情に応じた的確な交付税算定の実現と財源の確保を図ること
 合併市町においては、これまでの血のにじむような行革努力と、普通交付税の算定の特例となる「合併算定替」により、なんとか安定的な財政運営が維持できている現状にある。
 国におかれては、この度、平成26年度以降5年程度で交付税算定の見直しを行うこととされたが、見直しにあたっては、合併市町の喫緊の最重要課題である周辺旧市町村地域の限界集落回避・地域維持・地域活性化のための対策を講じることができるよう、合併市町の実情に、よりの確に応じた算定を実現するとともに、合併算定替終了により捻出される財源の相当額を合併市町に対して確保すること。
 - (1) 支所に要する経費については、平成26年度より3カ年をかけて算定に反映されることとなったが、これと合わせて、行革努力を行ってもなお効率化を図ることが困難な集落の維持等に必要な経費（消防、保健・福祉サービスに要する経費等）については、施設数などに着目した新たな補正により、合併市町の財政需要を適切に反映すること
 - (2) 離島を合併した市町に関しては、
 - ① 対馬などの離島の合併市町については、地理的要因からくる漂流・漂着ごみの処理や、離島航空路維持、基幹産業の水産業の維持・振興、医療サービスの確保など、離島であるが故の経費が多額に生じており、国境離島としての重要な役割を果たすためにも、合併算定替終了後もその財政運営に支障が生じないように、隔遠地補正を大幅に充実するなど、適切な措置を講じること
 - ② 旧一島一町村（属島化地域）については、ごみ・し尿処理施設、火葬場など、住民生活に密着し、ライフサイクルに応じた行政サービスが維持できるよう、実情に応じた算定の仕組みを創設すること
- 2 合併特例債における対象事業の拡大や充当範囲の拡充等の弾力化を図ること

◆標準団体と合併市町の格差（例）

区分	標準団体①	合併市町の平均		格差 ③／②
		人口規模 相当の数②	実際の数③	
消防本部・消防署	1箇所	1箇所	2箇所	2.0倍
消防出張所	2箇所	2箇所	5箇所	2.5倍
防火水槽	150基	148基	572基	3.9倍
小型動力ポンプ（消防団）	14台	14台	72台	5.1倍
幼稚園数	4箇所	1箇所	3箇所	3.0倍
保育所	11箇所	11箇所	19箇所	1.7倍

（注1）人口規模相当の数は、標準団体あたりの数に補正係数を乗じた数

（注2）出典：長崎県合併市町財政対策研究会報告書より抜粋（H25.5月公表）

○離島である新市町の隔遠地補正の状況(H25普通交付税算定) (単位:百万円)

区分	隔遠地補正増加需要額		差引 C=B-A
	合併算定替 A	一本算定 B	
対馬市	1,725	611	△ 1,114
壱岐市	726	338	△ 388
五島市	603	360	△ 243
新上五島町	749	273	△ 476
合計	3,803	1,582	△ 2,221

○旧一島一町村(属島化地域)の普通交付税の試算 (単位:百万円)

区分	消防費、社会福祉費、清掃費など人口を測定単位とするもの(臨時的費目は除く)		差引 C=B-A
	合併算定替 A	一本算定 B (新市の補正係数で試算) うち属島補正	
旧高島町(長崎市)	260	89	△ 171
旧宇久町(佐世保市)	659	340	△ 319
旧大島村(平戸市)	373	188	△ 185
旧奈留町(五島市)	677	407	△ 270
合計	1,969	1,024	△ 945

※人口を測定単位とするものについて、原則として加算補正係数を除いて試算している。

【1 合併市町の実情に応じた的確な交付税算定の実現と財源の確保】

○的確な交付税算定の実現とは

国におかれては、市町村の姿の変化に対応するため、交付税算定の見直しに着手されたところですが、現在の交付税算定方法では、合併市町特有の行政需要が適切に反映されていません。そのため合併算定替終了後の財政運営に支障をきたさないよう、的確な交付税算定の実現を求めるものです。

○財源の確保とは

血のにじむような行革努力により国家財政にも大きく寄与した合併市町に対し、喫緊の最重要課題である合併市町特有の周辺市町地域の維持・地域活性化のための対策を講じることができるよう、合併算定替終了により捻出される財源の相当額の確保を求めるものです。

<(1) 合併市町の行革努力で効率化が困難な経費について>

安全・安心の確保や地域に密着したサービスを提供する消防施設や幼稚園、保育所等は、集落が分散する中、行革による効率化に一定の限界があり、また集落の維持のためには重要な役割を果たしていくものです。現在の交付税算定方法では、これらの合併市町特有の財政需要が適切に反映されていないため、施設数に着目した補正を行うなど、支所に要する経費の算定と併せて、的確に合併市町に措置できるような算定を求めるものです。

<(2)① 離島市町の隔遠地補正の充実について>

離島に対する財政措置を包括的に講じた現在の隔遠地補正は、合併算定替の終了とともに一本算定に移行しますが、対馬などの離島の合併市町は、離島であるが故の経費が多額に生じています。国境離島として国家的な役割を果たすためにも集落を維持していく必要があることから、現行の隔遠地補正の措置では、なお多額の不足額を生じることが見込まれるため、各離島の財政需要に応じ、隔遠地補正の大幅な拡充などを求めるものです。

<(2)② 旧一島一町村(属島化地域)の実情に応じた交付税算定の仕組みの創設について>

合併により属島となった旧一島一町村については、ごみ・し尿処理施設など住民生活に密着した生活関連施設は今後も維持していく必要があります。合併算定替終了後の財政運営に支障をきたさないよう、これらを的確に反映した算定を求めるものです。

【2 合併特例債の対象事業の拡大や充当範囲の拡充等の弾力化】

○対象事業の拡大とは

公営企業における合併特例債の活用については、上水道事業、下水道事業、病院事業に限られているため、料金収入が限られる不採算事業に対する補助等について、広く対象となるよう、対象事業の拡大を求めるものです。

○充当範囲の拡充等とは

前記公営企業に係る合併特例債の活用については、合併に伴う増嵩経費として特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助が対象であるが、その充当の取扱いにあたっては増嵩経費の1/2の範囲内とされているため、充当率の引き上げや過疎債との併用を認めるよう、拡充を求めるものです。

10 西九州自動車道の整備促進について

【国土交通省】

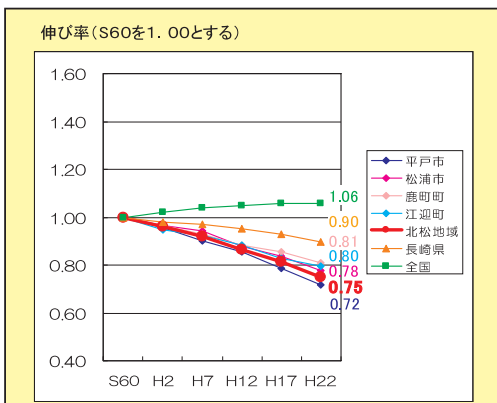
【提案・要望の具体的内容】

西九州自動車道に関して、以下により整備促進を図ること

- (1) 伊万里松浦道路および松浦佐々道路の整備予算の確保と早期完成
- (2) 佐世保中央IC～武雄JCT間の4車線化



北松地域の人口推移



松浦佐々道路の早期事業着手と伊万里松浦道路の早期完成

起点:福岡市 終点:武雄市	全延長 (km)	供用延長 (km)	事業中 延長 (km)	未着手 延長 (km)	現在の 供用率 (%)	H30年 度末の 供用率 (%)
福岡	47.4	38.6	8.8	0	81.4	81.4
佐賀	49.1	22.3	26.8	0	45.4	72.5
長崎	60.1	33.9	26.2	0	56.4	68.2
合計	156.6	94.8	61.8	0	60.5	73.6

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

人口減少が、県内平均や全国平均を上回るペースで進むなど、地域活力の低迷に悩む県北地域においては、地場産業の競争力の強化や、豊かな観光資源を活かした観光振興の推進により、地域経済の活性化を図る必要があります。

西九州自動車道が整備されると、農水産物等の輸送コストの削減、消費者ニーズに合わせた商品の素早い供給による競争力の強化などにより、地場産業の発展が望めます。また、平成23年9月に開通した佐々IC付近の工業団地が平成25年12月に分譲開始し、平成26年度供用予定の今福IC付近の工業団地が平成25年8月に分譲開始するなど、雇用を拡大する企業立地の推進が図られます。さらに、福岡方面からのアクセス時間短縮や、近隣地域と連携した新たな観光ルートの開拓・展開による、観光客の増加などにも大きな期待が寄せられています。

加えて、東日本大震災の原発事故を踏まえ、各自治体において防災計画の見直しがなされつつあり、原発事故の際の緊急避難路としての役割など、今後県北地域における西九州自動車道の重要性はますます高まるものと思われまます。

佐々IC～相浦中里IC間（延長4.0km）の開通により、所要時間の短縮や佐世保市内の大幅な渋滞緩和が図られているところですが、現在の供用率は約5割と依然として低く、平成30年度末での供用率も約6割強と思うような進捗が図れない状況にあり、地域活力の向上を推進するため、さらなる整備予算の確保と、その促進が必要です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・伊万里松浦道路および松浦佐々道路の整備予算の確保と、その早期完成

伊万里松浦道路の終点に当たる松浦市は、日本有数のあじ・さばの水揚げ量を誇る松浦魚市場を抱える漁業基地であり、漁業が地域の主産業となっています。このため、水産物の商品価値の向上、販路拡大、輸送コストの削減などの為にアクセス性の強化が必要です。

また、松浦佐々道路の周辺は、平戸市などの本土の最西端の地区である為、観光業をはじめとした地域産業の競争力強化や救急医療体制の強化などアクセス時間の短縮が強く求められています。

高速道路ネットワークは、全線つながってこそ、その効果が最大限発揮されるものであるため、伊万里松浦道路、松浦佐々道路の早期完成が重要となっています。

・佐世保中央IC～武雄JCT間の4車線化

佐世保中央IC～武雄JCT間は暫定2車線で供用されていますが、交通量が多く、特に佐世保中央IC～佐世保大塔IC間では、1日あたり3万台/日と完成形である4車線での計画交通量（1日あたり2万4千台）を大幅に上回っています。このため、現在でも非常に混雑しているうえ将来延伸とも相まってさらなる混雑が予想されるため、4車線化を図る必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・伊万里松浦道路の平成30年度までの確実な完成、および松浦佐々道路の早期工事着手による一刻も早い全線完成とそのため予算の確保を望みます。
- ・佐世保中央IC～武雄JCTの4車線化の早期着手を望みます。
- ・西九州自動車道全体の早期完成のため、上記3項目について予算規模が拡大されることを望みます。

（全体予算：H20 105億円→H24 33億円→H26 54億円）

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・福岡をはじめとする九州の主要都市や本州との時間短縮や定時性の確保により、地域間の連携強化や交流促進を図り、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを強く支援します。

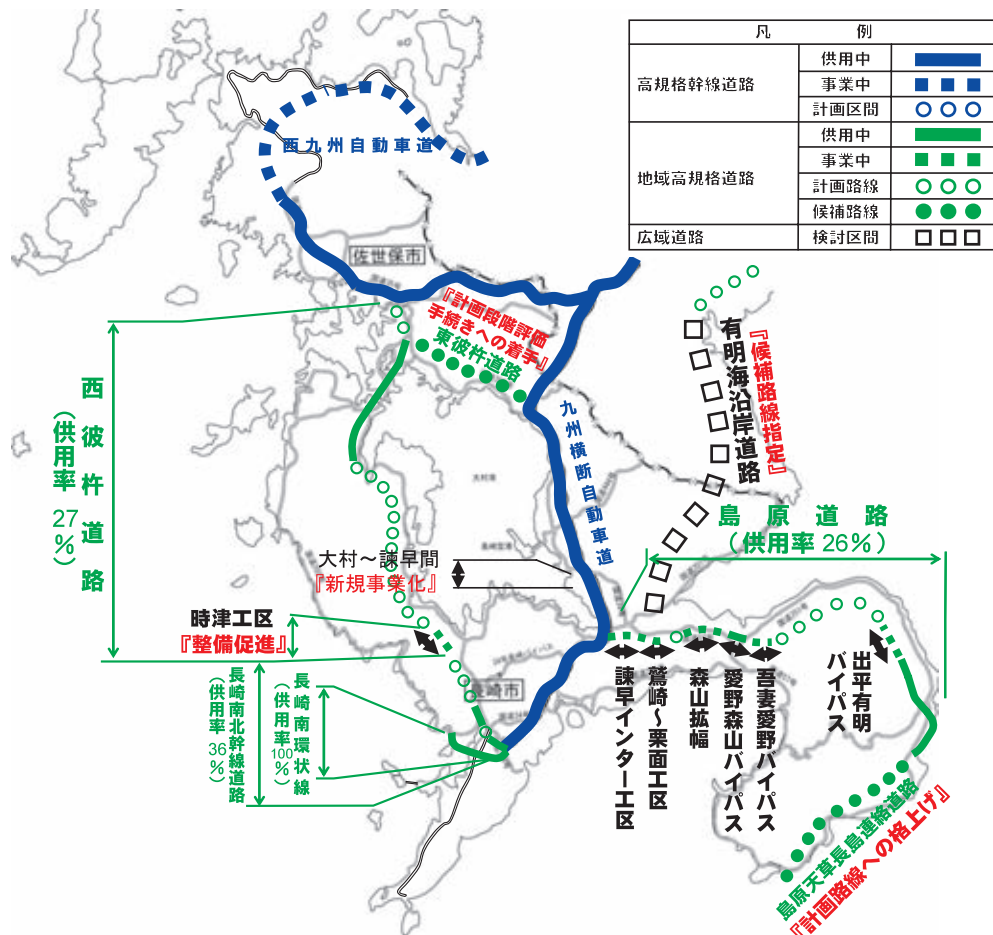
11 幹線道路（地域高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域高規格道路の整備予算を確保し、その促進を図ること
 - (1) 島原道路
 - ・出平有明バイパス、吾妻愛野バイパス、森山拡幅、鷺崎～栗面工区、諫早インター工区の整備促進
 - (2) 西彼杵道路
 - ・時津工区の整備促進
 - (3) 東彼杵道路の計画段階評価手続きへの着手
 - (4) 島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げ
 - (5) 有明海沿岸道路の候補路線指定
- 2 国道の整備予算を確保し、その促進を図ること
 - ・一般国道34号大村～諫早間の新規事業化等
- 3 県道・街路の整備予算を確保し、その促進を図ること
- 4 長崎～福江港～富江間を国道に指定すること

《長崎県内の高規格・地域高規格道路網》





【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

本県は、離島・半島地域を多く抱え、山間部が多く平坦地に乏しいといった地形的な制約により、道路の整備が全般に立ち遅れています。

(平成24年4月1日現在の道路改良率 長崎県:71.5%、全国:75.9%)

このため、産業や地域が輝く長崎県づくりを実現するためには、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを支援する地域高規格道路をはじめとした広域的な幹線道路の整備が必要です。

また、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）整備による離島への交流機能の拡大が期待され、その効果を高めるための長崎～福江港～富江間の国道指定が求められています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・島原道路、西彼杵道路

島原道路、西彼杵道路は、高速交通体系から取り残されている島原半島地域、西彼杵半島地域において、県内外の主要都市間の時間短縮や定時性の確保により、地域間の連携強化や交流促進を図り、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを支援するために不可欠な地域高規格道路です。

また、島原半島、西彼杵半島は道路網が脆弱なうえ、重篤な患者を搬送する3次救急医療施設が存在しないため、救急搬送の際の時間短縮や災害時に備えた多重性の確保が求められており、命をつなぐための道としてもこれらの道路が必要とされています。

しかしながら、供用率はそれぞれ26%、27%と低く、地域からも早期整備を強く求められています。

・東彼杵道路の計画段階評価手続きへの着手

東彼杵道路は、国道205号の慢性的な交通渋滞解消はもとより、時間短縮による県北地域と県央・県南地域との連携強化、長崎空港への定時性の確保、災害時の代替路確保を図るため、早期に計画段階評価手続きへの着手を行う必要があります。

・島原天草長島連絡道路、有明海沿岸道路の格上指定

島原天草長島連絡道路、有明海沿岸道路は、地域からの早期整備の要請も強く、交流人口の拡大等による地域振興を図るため、早期に格上指定を行う必要があります。

・国道、県道、街路の整備予算の確保と、その促進

交通混雑の解消及び地域住民の利便性向上のための都市内幹線道路、離島・半島内道路、バス路線、狭隘区間等について、早期整備を図ることが緊急の課題となっております。

特に、主要都市を結ぶ国道34号の大村～諫早間は、朝夕のピーク時や休日等に慢性的な渋滞が発生しているため、早期事業化が求められています。

・長崎～福江港～富江間の国道指定

長崎と五島列島を国道で結ぶことにより、豊かな観光資源を活用した新たな観光ルートの展開、地場産業の育成・強化を支援する必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・地域高規格道路については、事業中区間の完成に必要な補助事業費の確保を望みます。また、計画路線への格上げや候補路線の指定が早期になされることを望みます。
- ・県国道についても、本県の道路整備が遅れることの無いよう、必要な予算の確保を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・幹線道路の整備促進により、交流人口の拡大、社会経済活動の活性化、救急医療体制の強化などが図られ、活力にあふれた、安心して快適な地域づくりの実現に寄与します。

12 九州横断自動車道の4車線化について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- ・長崎芒塚IC～長崎多良見IC間4車線化の事業予算の確保と、その促進を図ること
- ・長崎IC～長崎芒塚IC間4車線化の早期着手を図ること



現 状

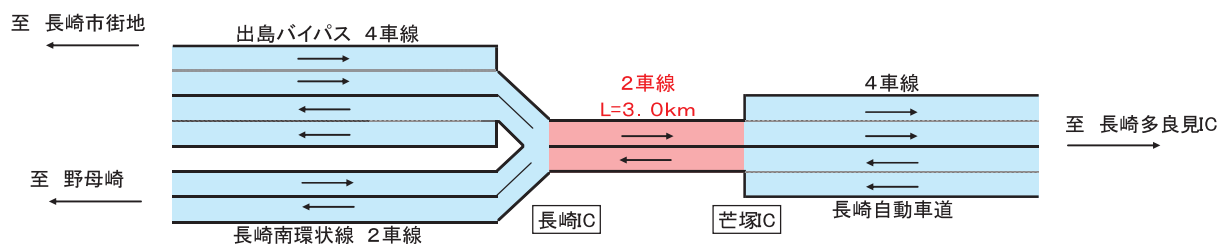
- ・暫定2車線（対面交通）
- ・制限速度 70km/h
- ・交通量 1万台（4車線の基準）以上
- ・ボトルネック（接続道路は合計6車線）
- ・大型車両の増大に伴う速度低下
- ・事故により交通不能リスク大

4車線化

整備効果

- ・安全性の向上
- ・事故による交通不能リスクの低減
- ・走行速度向上（時速 70km/h→80km/h）
- ・災害時の緊急輸送道路
- ・物流機能の向上
- ・観光振興

長崎芒塚～長崎多良見間 4車線整備後の状況



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

九州横断自動車道の長崎～長崎多良見間は、長崎観光の主要なアクセス道路であり、交流人口の拡大に重要な役割を果たすとともに、災害時の緊急輸送道路としても重要な役割を担っています。

当該区間は平成16年3月に暫定2車線で供用しましたが、トンネル区間が全体の約6割を占めているため、対面通行時の危険性が高く、規制速度は70km/hに制限されて、安全性・高速性に課題を残しています。

こうしたことから、平成21年4月に国幹会議で4車線化が認められ、政権交代後には執行停止となりましたが、平成24年4月には既存道路の走行性や安全性の向上を図るため、事故が頻発している長崎芒塚～長崎多良見間について4車線化事業を開始することとなりました。

しかしながら、長崎～長崎芒塚間については、4車線化が見送られております。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・長崎芒塚IC～長崎多良見IC間の整備予算の確保とその早期完成

上記のように安全性・高速性に課題を残すとともに、暫定2車線区間でひとたび事故等が発生すると、長時間全面通行止めとなるほか、市内の道路交通も含めて大渋滞となります。

実際に死傷事故率を見ると、4車線区間（長崎多良見～県境間）の5.4件/億台キロに対し、暫定2車線区間（長崎～長崎多良見間）は11.3件/億台キロと2倍以上高い状況にあります。

長崎を代表するお祭りの一つであるランタンフェスティバルの開催期間中には、2年連続で事故による交通規制が行われたため、市内各地で渋滞が発生し、市民生活や観光客のアクセスに多大な影響を及ぼしました。従って、早期完成に向けた予算確保が課題です。

・長崎IC～長崎芒塚IC間の早期事業化

平成23年2月に長崎南環状線が開通し、長崎港臨海部からの物流などによる交通需要が高まっており、当該区間の安全性・高速性の向上がさらに求められています。さらに、海外からの大型クルーズ客船の寄港数が増加傾向にあり、多くの誘客が見込まれるため、長崎港から県内外の主要都市への高速性・定時性の確保が非常に重要になります。

このような中、事業化が見送られた長崎～長崎芒塚間は、延長約3.0kmのうちトンネル延長が約2.6kmと約85%を占めており、さらには広域的幹線道路ネットワークでありながら、全国にも類を見ない、6車線区間と4車線区間に挟まれた2車線区間のボトルネックとなることから、安全性・高速性に課題を残していることはもとより、大災害時にネットワークが担うべき緊急輸送機能を大きく低下させる可能性があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・広域的幹線道路ネットワークにおける安全性・高速性を確保し、大災害時の緊急輸送機能を確保するため、長崎芒塚～長崎多良見間の4車線化事業の予算を確保し着実に促進するとともに、長崎～長崎芒塚間の4車線化の早期事業化を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・対面交通の解消による安全性・高速性の向上、交通の隘路解消、事故による交通不能リスクの低減などを図ることにより、観光の振興や物流の効率化を支援します。また、併せて災害時の緊急輸送機能が強化されます。

13 交流の拠点となる港湾の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「長崎港松が枝地区国際ターミナル整備事業」（新規）の直轄事業及び県事業（社会資本整備総合交付金等）の合同プロジェクトによる採択を行うこと
- 2 長崎港や口ノ津港など隣県との玄関口である広域連携拠点となる港湾の整備促進を図ること
- 3 厳原港など離島の交流拠点で生活基盤である離島港湾の整備促進を図ること

我が国で最もアジアに近いという地理的優位性や、これまでの歴史的つながりを活かし、海を介した新たな交流軸「新アジア軸」を構築

「長崎港」、「佐世保港」は、アジアと我が国の交流における、人とモノの文化交流拠点を目指す

長崎港

松が枝地区の港湾計画案



隣県との広域連携拠点の整備促進

離島の国際交流拠点の整備促進

口ノ津港【世界遺産登録に向けた連携】

厳原港【離島ターミナル機能の強化】



島原半島と天草との交流拠点再編

対馬と釜山との交流拠点再編

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

本県は、我が国で最もアジアに近いという地理的、歴史的優位性を有しており、これらを活かし成長するアジアの経済成長を本県の成長に取り込むためには、その交流拠点となる長崎港、佐世保港の機能強化が不可欠であり、本県を結節点としたアジアと我が国の新たな交流軸「新アジア軸」を構築したいと考えております。

さらに長崎港と佐世保港は平成23年度、国土交通省から日本海側拠点港として「国際定期旅客機能」、長崎港は「外航クルーズ（定点クルーズ）機能」の選定を受け、現在、その機能強化に鋭意、取り組んでいるところであります。

佐世保港については、佐世保～釜山航路の就航に対応する三浦地区多目的国際ターミナルの整備が平成26年度中に完成する予定であります。

長崎港においては、東アジアクルーズ市場の拡大に伴い、客船の入港が急激に増加し、また、大型クルーズ客船の入港も増加するなど、その受け入れ体制を整備し、アジアのゲートウェイにふさわしい機能の強化が急務となっており、これらに対応した港湾施設の整備促進を図るため、現在、港湾計画の改訂を進めているところであります。

また、県本土の半島地域や離島では、海を隔てて他県と接しており、観光振興等の広域的な交流や生活基盤に大変重要な役割を担う定期航路を多く有していることから、本県のみならず広域的な地域の活性化に寄与する港湾の整備を促進しております。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

1 長崎港松が枝地区国際ターミナル整備事業

長崎港においては、松が枝地区国際ターミナルの拡張計画など、ゲートウェイ機能の拡充を図ることとしており、現在、港湾計画改訂の手続きを進めておりますが、その早期実現のためには国の支援が不可欠であり、港湾計画改訂に向け御協力を頂くとともに、旅客船対応岸壁について国の直轄事業で整備して頂き、県が行う背後の施設整備と合わせ効率的に事業進捗を図る必要があります。

2 広域連携拠点港湾及び離島港湾の整備促進

国内外の観光客誘致による経済効果及び雇用創出は、産業が少ない離島半島地域において、非常に重要なものであり、その拡大を図るためには複数県との連携・協力した取組みが重要であり広域的な地域活性化のための基盤整備の行うことが不可欠であります。また、有明海航路を始めとした他県と結ぶ定期航路の安定就航は、観光客の受け入れ体制の強化にとどまらず、地域住民生活にとって大変重要なものであり、それらに対応した港湾施設整備を早急に行う必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

1 長崎港松が枝地区国際ターミナル整備事業

旅客船対応岸壁について、国の直轄事業で整備を行うとともに、当該事業の直轄事業及び県事業の合同プロジェクトとしての平成27年度新規採択を望みます。

2 広域連携拠点港湾及び離島港湾の整備促進

事業進捗に必要な予算の確保を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

長崎港は、急拡大する東アジアクルーズに対応した大型客船の受け入れなど、アジアのゲートウェイ機能の拡充の早期実現が可能となります。

また、港湾の交流人口の受け入れ体制の強化とともに住民生活の安定に必要な基盤整備の早期実現が可能となります。

日本海側拠点港に加え、交流拠点となる港湾の機能強化を図ることで中国・韓国などの経済発展を本県のみならず我が国の成長に取り込むことが可能となります。

14 本明川ダム及び石木ダム建設事業の促進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

＜本明川ダム建設事業＞

本明川の治水と既得用水の補給など流水の正常な機能の維持のため、国直轄による本明川の河川改修と併せて本明川ダムの建設の促進を図ること。

＜石木ダム建設事業＞

川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水不足の解消のため、石木ダム建設事業を促進する必要な予算の確保を図ること。

＜本明川ダム建設事業＞

抜本的な治水対策の推進

洪水時、本明川ダムにダム上流の洪水を貯留することにより、諫早市街地にて、諫早水害相当の洪水を安全に流下させることが可能となるよう洪水調節を行います。また、本明川ダムにより、ダム下流の農業用水や河川の維持流量等、流水の正常な機能の維持に必要な流量を補給します。

ダムサイト予定地近景



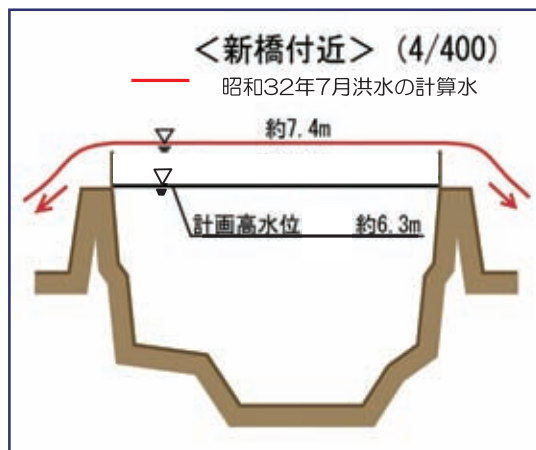
S32. 7. 25

主な洪水被害状況 (諫早市)

日雨量	588mm
死者	494名
行方不明	45名
床上下浸水	3,409戸



八天町の被災状



平成11年 7月23日
主な洪水被害状況(諫早市)
日雨量 325mm
床上浸水 300戸



昭和57年 7月23日
主な洪水被害状況(諫早市)
日雨量 455.8mm
死者 3名
床上下浸水 2,408戸



越水寸前のパラペット
(高城橋付近)

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

諫早市においては、昭和32年の諫早大水害にて死者494名・行方不明45名という甚大な被害が発生しています。昭和57年及び平成11年にも多数の家屋が、浸水被害を被っています。このように、本明川は、過去において何度も洪水による氾濫を繰り返し、下流部は住家が密集し、諫早市街地の川幅を現状より拡げることが困難なため、本明川の河道掘削・築堤などの河川改修と併せて本明川ダムによる総合的な洪水対策が必要です。

また、流域は平坦地に乏しく、ひとたび渇水になると河川の流量が枯渇し、農業用水等の既得用水や河川の維持流量等、流水の正常な機能の維持の確保が困難になることから、本明川ダムにより必要な流量を補給します。

このため、洪水対策、望ましい河川の流量のなど両面に大きな効果を持つ本明川ダムの早期建設に、大きな期待が寄せられています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・本明川ダムにつきましては、平成22年9月28日に国土交通大臣より九州地方整備局長にダム事業の検証に係る検討について指示がなされ、ダムの検証が進められ平成25年8月23日に「事業継続」とする対応方針が決定されています。今後、河川整備計画の変更手続きが進められるものと考えています。
- ・本明川の抜本的な洪水対策、流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保のために必要不可欠な本明川ダム事業の建設促進が喫緊の課題です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・全国的な気候変動によるゲリラ豪雨の発生、頻発する渇水被害等を踏まえ、県民の安全・安心な生活を守るために本明川ダムの事業促進を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・諫早市街地における洪水被害の軽減及び下流の既得用水や河川の維持流量など流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保が可能となります。

<石木ダム建設事業>

洪水から住民の生活を守ります

○石木ダムと既設の野々川ダムとで、毎秒270トンの水を低減させることにより下流の川棚町市街地を守ります。



○川棚町における過去の主な被害状況

○昭和23年	9月11日	床上浸水	800戸	床下浸水	1,200戸
○昭和31年	8月27日	床上浸水	251戸	床下浸水	550戸
○昭和42年	7月9日	床上浸水	15戸	床下浸水	113戸
○平成2年	7月2日	床上浸水	97戸	床下浸水	287戸



川棚駅前交差点付近



佐世保市の水不足を抜本的に解消します

○佐世保市の新たな水源として、日量4万トンの水道用水を供給します。

○佐世保市の主な渇水

時間給水制限

○平成6年8月1日～平成7年4月26日
：日本一厳しい給水制限264日間
(6日間隔日給水、4日間隔日5時間給水)

減圧給水制限

○平成17年7月2日～9日：8日間
平成19年11月23日～平成20年4月30日：160日間



佐世保市は、過去20年間に水不足の心配がなかったのは9年、残り11年は渇水の危機に瀕し、内3回は給水制限を実施

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・川棚川流域では、これまで幾度となく災害を受けてきました。主な災害としては、昭和23年9月、昭和31年8月、昭和42年7月、及び平成2年7月などであり、近年の平成2年7月23日の梅雨前線豪雨では、川棚町全体で床上浸水97戸、床下浸水287戸の甚大な被害を受けています。
- ・佐世保市は、安定水源の供給能力が不足しているため、慢性的な水不足に陥っており、毎年のように渇水の危機に瀕しています。特に平成6年の渇水では、264日間もの給水制限を実施するなど、市民生活及び経済活動に多大な影響を与えました。
- ・石木ダムは、川棚川水系の河川整備計画に位置づけられており、川棚川の抜本的な治水対策と渇水被害に悩む佐世保市の慢性的な水不足の解消のためには、必要不可欠な事業です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・石木ダム事業の検証については、平成23年7月に長崎県として事業継続の方針を決定し、国土交通省へ報告し、国においても、有識者会議等の意見を踏まえ、平成24年6月に「補助金交付を継続」とする対応方針が決定されています。
- ・平成21年11月に国へ申請していた事業認定についても、平成25年9月6日に事業認定の告示がなされ、今後、用地交渉等の動向を踏まえ裁決申請について総合的に判断してまいります。
- ・川棚町民、佐世保市民の安全・安心な暮らしを守るために、石木ダムの早期の完成が望まれており、事業工程に基づく適切な予算配分が課題となっています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ダムによる抜本的な治水対策及び水資源の確保対策を早期に実施する必要があるため、事業工程に基づく適切な予算配分を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・早期の石木ダムの完成により、川棚町民、佐世保市民の暮らしの安全・安心が図られます。

15 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備促進について

【総務省、国土交通省、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 武雄温泉～長崎間（肥前山口～武雄温泉間の複線化事業を含む。）の工期短縮を図り、西九州ルートの早期完成・開業に向けて整備を促進すること
- 2 フリーゲージトレインについて、より軽量化が図られた新型車両により耐久性等の検証を進め、西九州ルートの開業時に山陽新幹線への乗り入れが可能となるフリーゲージトレインの早期の実用化に向けて技術開発を進めるとともに、山陽新幹線で最速となっている時速300kmを目指して技術開発を継続していくこと
また、新幹線効果を高めるため、佐世保市への乗り入れのための整備・実証運行を行うとともに、そのために必要な調査を実施すること
- 3 整備新幹線建設に伴う地方公共団体の建設費負担については、建設費の縮減を図るとともに負担軽減のための制度を充実又は創設すること
- 4 新幹線整備に伴い地方が維持することとなる在来線について、鉄道輸送サービスの維持に係る負担軽減制度の創設又は充実を図ること
- 5 新幹線整備と一体的な事業効果を実現させるため、JR長崎本線連続立体交差事業の財源を確保すること



西九州ルートは西九州地域の観光・ビジネス市場を中四国・関西・全国へと拡げる。

【1 西九州ルートの早期完成・開業について】

○西九州ルートの早期完成・開業とは

西九州ルートは、平成24年6月に武雄温泉～長崎間（肥前山口・武雄温泉間の複線化事業を含む。）について、軌間可変電車方式（標準軌）による認可を受け、平成34年の開業を目指して工事が進められています。今後は、駅周辺のまちづくりが計画的に進められるとともに、新幹線効果を県下全域に広げるために、それぞれの地域においてソフト・ハード両面でのまちづくりに取り組んでいくことから、工期の短縮を図り、早期に開業していただくことを望みます。

【2 フリーゲージトレインについて】

○フリーゲージトレインの早期の実用化に向けた技術開発の促進とは

より軽量化が図られた新型車両により耐久性等の検証を進め、新幹線の効果を最大限に発揮するため、西九州ルートの開業時に山陽新幹線への乗り入れが可能となるよう早期の実用化に向けた技術開発を進めるとともに、山陽新幹線で最速となっている時速300kmを目指して技術開発を継続していくことを望みます。

○佐世保市への乗り入れのための整備・実証運行とは

佐世保市への乗り入れは、新幹線効果をどの程度波及させることができるかを検証するための先駆的なモデルケースになることから、乗り入れのために佐世保線の路盤改良等の整備や実証運行の実施とともに、国土交通省が実施する鉄道整備等基礎調査において、J R 佐世保線の高速化・利便性向上に資する調査の実施を望みます。

【3 建設財源について】

○地方公共団体の建設負担費の縮減及び負担軽減のための制度の充実又は創設とは

新幹線整備は、わが国本土の国土軸の骨格をなす国家プロジェクトであることから、重点的に予算配分がなされるべきであり、将来にわたり安定して整備を進めるためにも幅広い観点からの予算確保を望みます。

また、整備新幹線の開業区間（東北・北陸・九州）から得られる貸付料が、建設区間の事業費に充てられますが、整備予算のなお一層の確保・拡充を望みます。

一方、地方負担への財政措置として、起債充当率は地元負担分の9割、このうちの5割～7割に交付税措置がありますが、整備新幹線における地方負担が、地方財政を圧迫することがないように、起債充当率の引き上げや交付税措置率の算定基準の引き下げを望みます。

【4 新幹線整備に伴い地方が維持することとなる在来線について】

○負担軽減制度の創設又は充実とは

肥前山口～諫早間については、新幹線開業後20年間の上下分離方式をとることとしており、開業時に本県と佐賀県がJ R 九州から線路等を一括買い取り、維持管理費用についても両県で負担することとなっています。しかしながら、一段と逼迫する地方財政等を鑑みると地元での負担だけでは到底維持できず、国全体の課題として取り組むべきであり、負担軽減制度の創設又は地方交付税措置等による負担軽減を望みます。

【5 J R長崎本線連続立体交差事業の財源確保について】

○J R長崎本線連続立体交差事業の財源確保とは

J R長崎本線連続立体交差事業は、新幹線整備と一体となって長崎の玄関口となる都市拠点の整備を行い、アジアのゲートウェイとなるようなまちづくりに資する事業です。J R長崎本線連続立体交差事業を推進するためには、多額の事業費が必要となります。本県の厳しい財政状況においては、国の支援なくして、財源確保が難しいため、事業の進捗へ影響することがないように重点的な配分を望みます。

16 水産基盤及び農業生産基盤整備の促進について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

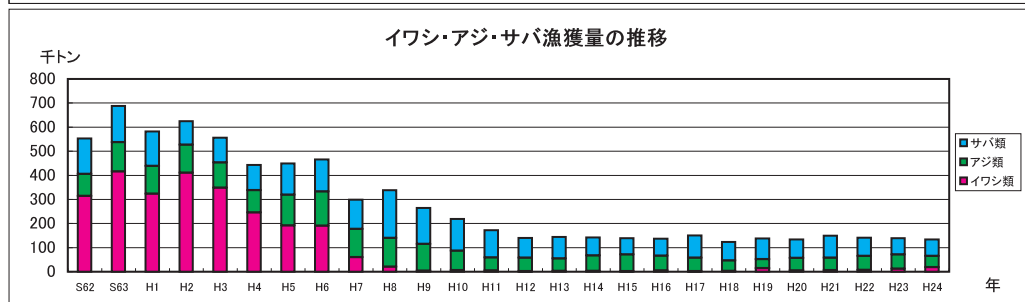
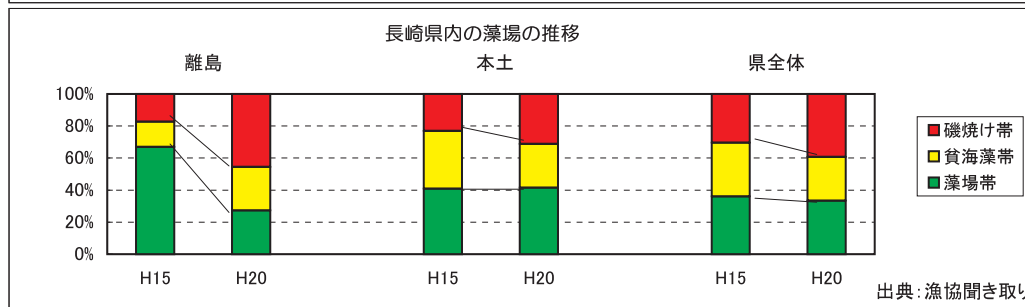
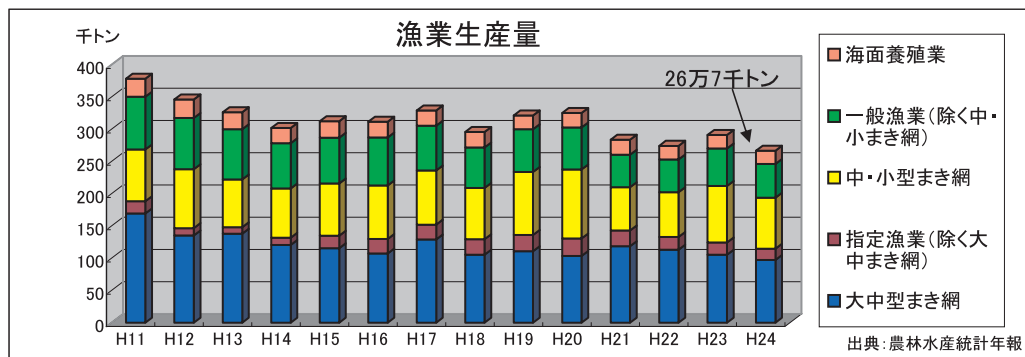
＜水産基盤＞

- 1 総合的な水産基盤の整備を着実に推進するため、必要な予算を安定的に確保すること
 - ・ 特定第3種長崎漁港における水揚げから流通までの高度衛生管理体制の早期整備
 - ・ 自然災害や長寿命化対策に必要な予算の確保
 - ・ 水産資源の維持回復を図る藻場の整備と、これと連携した磯焼け対策ソフト事業の拡充
- 2 国直轄による新たな大規模漁場整備の促進を図ること

＜農業生産基盤＞

- 1 農家の規模拡大や生産性向上に不可欠となる農地の基盤整備や国土強靱化に資する農村の防災減災対策等を計画的に推進するため、農業農村整備事業費の当初予算による大幅な増額を図ること
- 2 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、攻めの農林水産業を実現するためには、規模拡大や流通の合理化などの構造改革を一層加速化することが不可欠であることから、当初予算において、必要となる生産施設・機械整備予算の大幅な増額を図ること

＜水産基盤＞



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

長崎県は変化に富む長い海岸線と多くの離島・半島地域を有し、海域の特性に応じた多種多様な漁業が営まれており、生産量・額ともに全国有数の水産県です。しかしながら、磯焼けに象徴される漁場環境の変化、水産資源の減少、魚価の低迷、就業者の減少と高齢化など、水産業と漁村をとりまく環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、水産資源を守り育てる藻場や増殖場の整備、並びにこれと連携した磯焼け対策ソフト事業の拡充（磯焼けに関する広域・詳細調査、施設整備とあわせたソフト事業の継続実施等）、長崎漁港における高度衛生管理対策や、想定される自然災害に対応するための防波堤や護岸の施設整備（新設・改良）、漁港施設の長寿命化対策、高齢者や女性にも配慮した就労環境改善のための施設（浮体式係船岸・防風フェンス）整備など、生産基盤の整備や水産物流通機能の高度化を推進し、漁業の生産性及び所得の向上を図るとともに、安全・安心な漁村の形成を図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・国における平成26年度水産基盤整備事業（国直轄漁場整備含む）の公共事業費予算は、対前年度比100.0%の横ばいであり、近年の減少傾向に歯止めがかかったものの、未だ低位の水準にあります。

（H25比100.0%；H21比60.1%）

→本県では、国の長期計画と連携した「長崎県漁港漁場整備長期計画2012」において水産資源の回復を図るための沿岸域での増殖場整備や、長崎漁港における高度衛生化対策、想定される自然災害に対応するための施設整備や長寿命化対策等の必要な基盤整備を計画的かつ効果的に行うこととしています。

また長崎漁港では、国の高度衛生管理基本計画に基づき、水産物の水揚げから流通に至るまでの一貫した高度衛生管理体制の確立を図るなかで、岸壁の耐震化による安定した陸揚げ機能の確保と共に、水産物の陸揚げ・出荷作業の効率化・省力化を図った高度に衛生管理化された荷捌所や流通機能を担う諸施設の一体的な整備を国の水産基盤整備事業の中で実施していく必要があります。

- ・平成26年度の「農山漁村地域整備交付金」は、対前年比99.5%の微減となっており、本県が必要とする水産基盤整備や海岸保全工事の予算確保が可能かどうか不透明な状況です。

- ・国直轄による大規模漁場整備は、制度の創設及び本県周辺海域における事業実施を平成17年11月から継続して政府施策要望し、設置について関係者の調整が図られた五島西方沖の整備が平成22年度から着手され、26年度完成に向けて整備が進められております。

→水産資源の生産力の向上と水産物の安定供給の確保のため、同地区に続く本県周辺海域での新たな整備着手が必要です。

- ・藻場の経年的、季節的变化が十分把握されていません。また、食害生物の駆除や母藻の設置等の磯焼け対策は、施設整備後、効果発現までに一定期間を要するため地元負担が大きいことが課題となっています。

（参考）平成26年度政府予算額（国費）

水産基盤整備	72,149百万円（対前年度比 100.0%）
（平成25年度補正含めて	83,122百万円（対前年度比 115.2%））
農山漁村地域整備交付金	112,200百万円（対前年度比 99.5%）

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・本県水産業の振興に必要な水産基盤整備が着実に推進できるよう、交付金を含めた予算の総額を、当初予算において安定的に確保すること。
- ・長崎漁港の一体的な高度衛生化対策を進めるために、流通機能を担う関連施設・設備についても国の補助対象とすること。
- ・本県水域の磯焼けを詳細に把握すること。施設整備とあわせて5～10年の間、磯焼け対策ソフト事業を継続すること。
- ・五島西方沖地区に続く本県周辺海域の直轄漁場整備に向けた取組を促進すること。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・国の長期計画と連携した「長崎県漁港漁場長期計画2012」に基づく、必要な基盤整備の計画的かつ効果的な実施。
- ・特定第3種長崎漁港における水揚げから流通に至るまでの一貫した高度衛生管理体制の早期確立。またそれを通じた東アジア向け水産物輸出の増大。
- ・五島西方沖地区漁場に続く本県周辺海域の整備による水産資源の生産力向上と水産物の安定供給の確保。
- ・詳細な磯焼け情報の収集並びに継続的な磯焼け対策の実施による効果的な藻場の維持・回復。

< 農業生産基盤 >

縮減前(平成21年度)からの予算経過

【農林水産省一般公共事業当初予算】

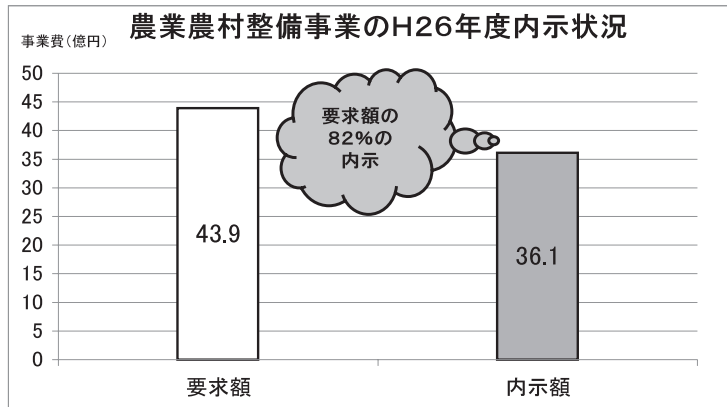
H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
9,760億円	→6,370億円	→5,002億円	→4,703億円	→6,314億円	→6,386億円
対H21比	65%	51%	48%	65%	65%

【強い農業づくり交付金当初予算】

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
244億円	→144億円	→31億円	→21億円	→244億円	→233億円
対H21比	59%	13%	9%	100%	95%

今後の本県の計画

- 【水田・畑の基盤整備】
H26～H30新規要望地区 18地区
- 【老朽ため池改修】
H26～H30新規要望箇所 42箇所
※市町と協議した5か年の管理計画より
- 【共同利用施設の整備】
H27以降新規要望 14地区

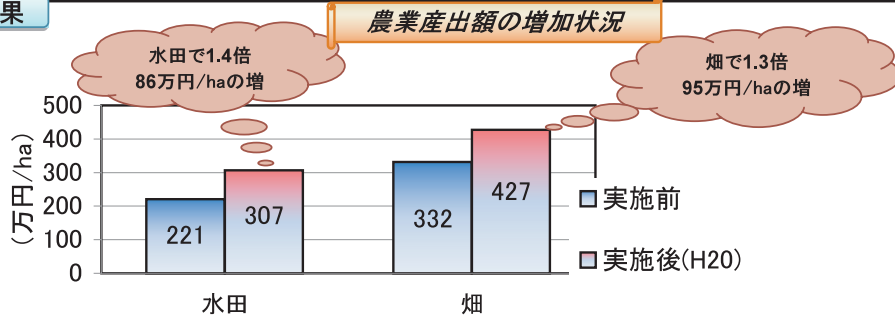


農地整備の状況

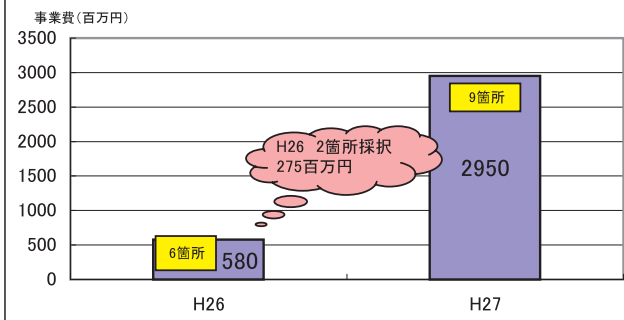
※長崎県は、全国と比較して農地の整備が遅れている(H22年度末時点)

整備率	長崎県	全国平均
水田	29.9%	< 62.9%(30a区画整備率)
畑	54.6%	< 73.9%(3m耕作道接続率)

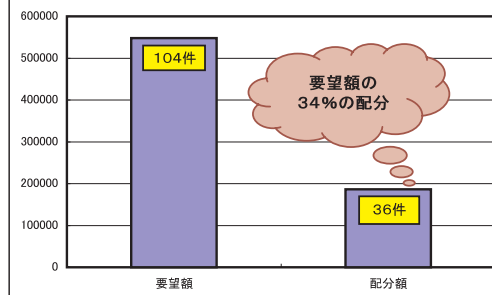
基盤整備の効果



強い農業づくり交付金要望状況



平成26年度経営体育成支援事業(融資主体補助型)要望状況



効果事例：基盤整備を契機とした新規作物導入による野菜産地の形成

○雲仙市山田原地区→ブロッコリーの新規導入

【畑地整備後の状況】

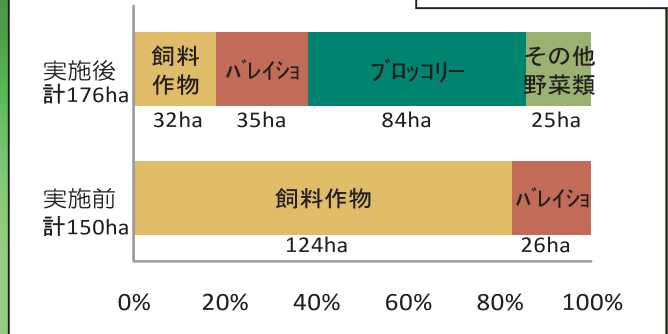


工 期	平成9年度～平成21年度
総事業費	3,171,256千円
受益面積	99ha
受益戸数	334戸
事業概要	区画整理 A=99ha 畑地かんがい A=97ha
管理主体	山田原土地改良区



九州有数のブロッコリー産地が形成
作付面積 84ha 産出額265,000千円

【作付面積割合の変化】



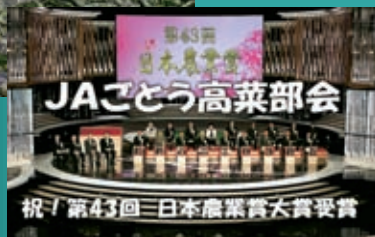
【JA出荷施設での氷冷蔵詰作業】



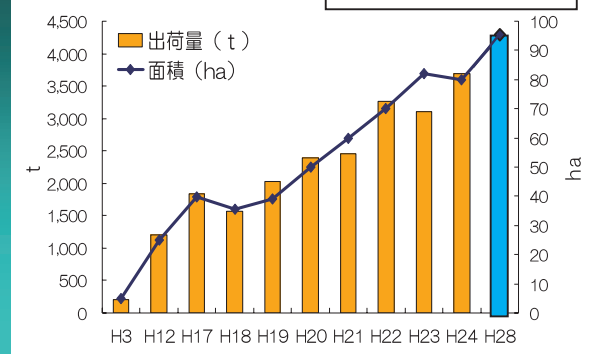
効果事例：離島における高菜の産地拡大による地域雇用の創出と輸送コストの低減

○五島市→高菜の産地拡大

【高菜の栽培状況】



【高菜の出荷量の推移】



【JA塩蔵施設での漬け込み作業 (1次加工)】



【加工業者による商品化】



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

長崎県は、離島・半島地域を多く抱え、平坦地に乏しく、水資源にも恵まれないという厳しい営農条件にあります。このため、土地利用型農業に加え、温暖な気候と新しい技術や品種を活かし、施設園芸や畜産などの付加価値が高く多様な作物の生産振興を図ってきました。

しかしながら、農林業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化など構造的な課題に加え、燃油、飼料、資材価格の高止まりなど多くの課題を抱えています。

このため、生産性が高い大区画の優良農地の確保、農産物輸送コストの縮減に資する農地及び農道の整備などの生産基盤整備により、担い手への農地集積による農業の規模拡大、生産性向上、高付加価値化などを進め、所得向上を図ることで意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整備していく必要があります。

また、農業水利施設の多くは老朽化しており、営農面のみならず国土強靱化の対策としても、長寿命化・耐震化対策等の推進が必要となっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・本県においては、農地の基盤整備の遅れが土地利用型農業の展開や担い手農家の規模拡大の支障となっており、農業所得向上のためには農地の基盤整備、とりわけ畑地の整備が急務であります。

しかしながら、農林水産省の一般公共事業当初予算は、平成22年度から大きく削減されており、平成26年度当初予算でも削減前の平成21年度予算と比較すると、7割にも満たない水準までしか回復しておらず、本県の農業農村整備事業の計画的推進に支障が生じる恐れがあります。

・社会情勢に対応する持続可能な力強い農業の実現と農山村地域の活性化のためには、農業所得向上を目指す大規模経営体を育成し、地域農業の中心となる担い手として早期に経営を安定させる必要があります。

・また、ため池をはじめとする農業水利施設についても、安全性等を確認するため、県内のため池一斉点検を現在実施中ですが、補修・補強の整備を確実にを行うためには、計画的な営農調整が可能な当初予算による確保が不可欠です。

(参 考)

・農林水産一般公共事業費における26年度と21年度の当初予算の比較

H26→6,386億円

H21→9,760億円

○6,386 / 9,760 = 65%にとどまっている。

※前年度の補正予算を含めて比較しても

H26+H25補正→7,734億円

H21+H20補正→10,417億円

○7,734 / 10,417 = 74.2%の措置にとどまっている。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・本県の農業農村整備事業が計画的に推進できるよう、必要な予算は当初予算で確実に確保できるようになることを求めます。

・生産施設や省力化機械、集出荷貯蔵施設等の整備などの「攻めの農林業」を加速化させるため、当初において必要な予算の大幅な増額を求めます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・「ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づく、必要な農地の基盤整備や農村の防災対策、生産施設整備等の計画的かつ効果的な実施が可能となります。

(参考)

- ・今後の水田・畑の基盤整備計画（平成26年度～平成30年度新規予定箇所）
三会原第4地区（島原市）の畑の区画整理など18地区 約980h a
- ・今後の老朽ため池の改修計画（平成26年度～平成30年度新規予定箇所）
富江地区（五島市）など 42箇所
- ・今後の主な共同利用施設の整備計画（平成27年度以降の新規予定地区）
集出荷貯蔵施設（諫早市）など 14地区